新婦人協會

機關雜誌

女性同盟

8

五月號

□治警五條解禁に反對す……男爵 藤村義朗

□藤村男爵は本氣ではあるまい……市川房枝

□治警案について貴族院の態度を惜しむ……山田わか

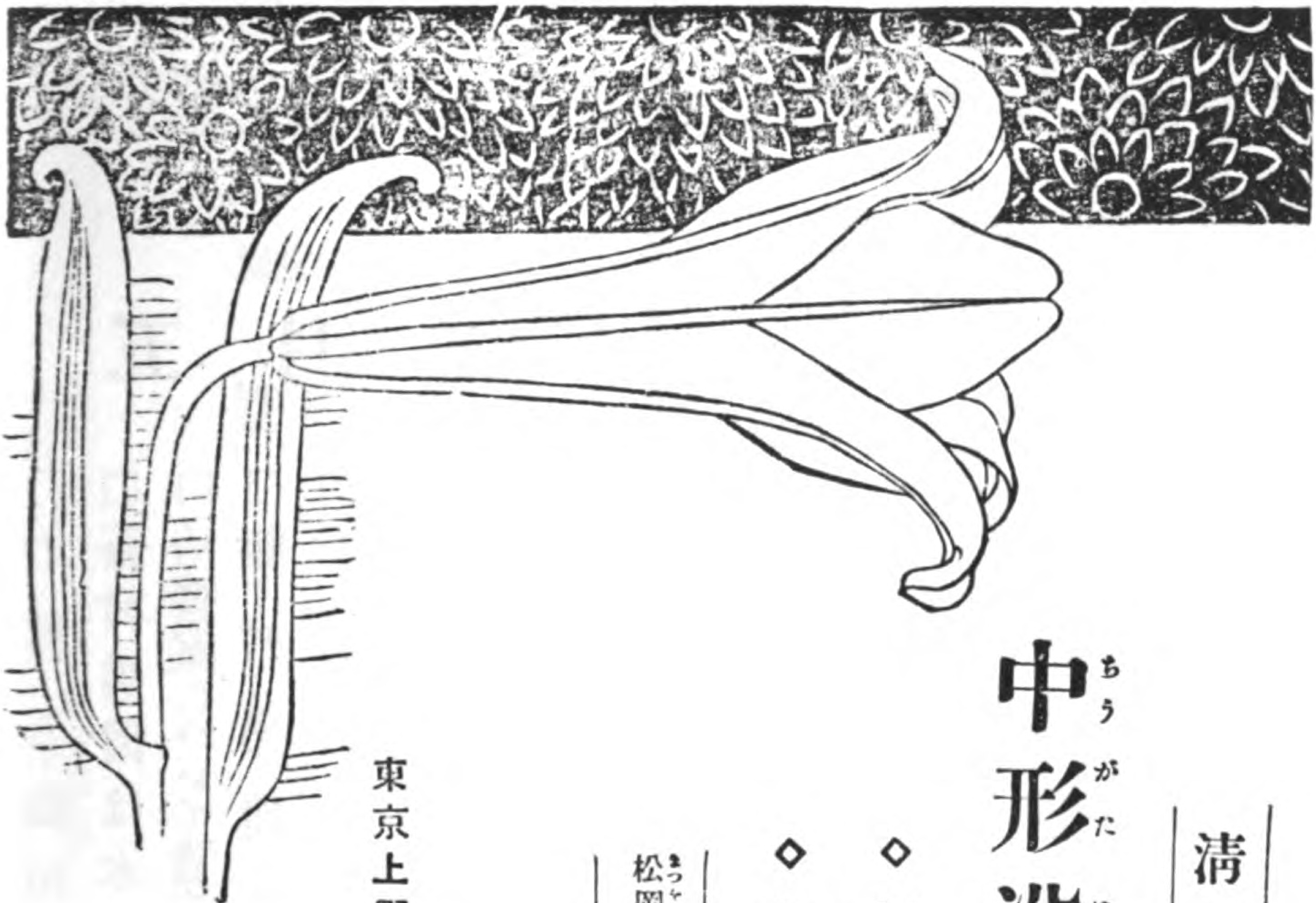
□藤村男爵の蒙を啓く……田中孝子

□教育界に於ける女子……伊藤和子

□比較婚姻法論（續）法學博士 穗積重遠

□明治より大正に亘る婦人の政治運動史……奥むめお

□虐げられた草（創作）……中村葉子



女性同盟　第八號目次

婦人界時評

足尾銅山の妻女代表者……奥むめお……二

治警案の否決……奥むめお……三

足尾の罷業と少女演說に就いて……山田美都……三

足尾の罷業と婦人……市川房枝……四

藤村氏の治警解禁反對論批判

治警五條解禁に反對す……藤村義朗……五

藤村男爵は本氣ではあるまい……市川房枝……六

貴族院の態度を惜しむ……山田わか……八

藤村男爵の蒙を啓く……田中孝子……一一

地下室（和歌）……高安やす子……一六

敎育界に於ける女子……伊藤和子……一七

明治より大正に亘る婦人の政治運動史……奥むめお…二
無限開拓の生（詩）……山澤榮子…一六
比較婚姻法論（續）……穗積重遠…一八
米國に於ける男女の同等報酬に就て……矢部胡床子…三二
婦人矯風會大會を觀る……ふさ江…三四
市街電車内の婦人……石原修…三五
愛國婦人會と大正婦人會……望月百合子…三八
海内婦人界……F I…四〇
海外婦人界……H Y…四一
新刊紹介……M O…四二
虐げられた草（創作）……中村葉子…四三
新婦人協會々報……五四
編輯室より……七七

新婦人協會綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

新婦人協會宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう　全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、茲に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神を以て、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を遂せんことを期する所以であります。

大正九年三月二十八日

女性同盟

第八號



大正十年五月一日發行

婦人界時評

足尾銅山の妻女代表者

足尾銅山の坑夫馘首問題について、坑夫の妻女五名が代表者となつて上京し、直接古河夫人に面會して歎願するとになつたと聞いて嘆息した。山では極めて靜粛に示威運動が行はれ、極めて組織的に罷工が開始せられてゐる事を新聞紙は傳へてゐるのに、こんな解り切つた徒勞を誰が發案したのだらうとさへ疑つた。そして、希くば噓報であつて呉れと念じ度く思つた。

田中女史が國際勞働會議のために渡米される前、友愛會主催にて女工大會をしたとき、數名の女工がそれ〳〵登壇して、夜業を廢する事や、待遇をよくする事について依頼の演説をやつたが、一二名を除く外は悉く誰かに敎へられたものを暗誦してゐるらしい聞きづらい演説をして不愉快で堪らなかつた事を聯想せずには居られなかつた。五名の妻女を見世物同樣に利用したといふのではない。よしや妻女自身からさういふ企てを願ひ出ても、徒らに費用をかけるばかりで何の効果もない事、それよりも山にゐてもしなければならぬもつともつと必要な仕事が澤山ある事を諭すべきではなかつたかと思ふのである。殊に現在の日本の通則として、その妻は何の權力も持たず、夫の仕事に就て容喙する事を許されないばかりでなく、何の知識をも持つてゐないことに氣が附かなかつた筈もあるまいにと思ふのである。

古河夫人はこの事件を知るや知らずや、知つてをられるとしたならば御感想を承り度いものである。

（むめお）

治警案の否決

治安警察法第五條の修正運動が不成功に終つたことはさう大した事ではない。勿論あゝした不合理な馬鹿々しい法規のあるために不自由にされてゐる事は殘念であり、一日も早く撤廢させなければならないものではあるが、問題は第五條そのものにあるのではなくて、第五條を如何に活かし、如何に殺すかといふ事にある。要は實力にある。(むめお)

足尾の罷業と少女演說に就て

近頃腸の九回する樣な感を與へられた事實は足尾の馘首坑夫の家族會に於ける十歲の少女の演說であつた。涙片手のいたいけな辯士振りを新聞の寫眞で見たときは目前の凡ての物が眞黑になつてとぐろを卷いた樣な氣がして私は新聞紙の上にうつぶしてしまつた。「おとう樣は明日からお金がもらへなくなつ御飯がいたゞかれません。」何たる雄辯であらうぞ。百練千磨の言論の士にもまさるこの天眞の叫びを聞いて鬼神と雖も哭かないであらうか。

古河が假にあれ程の大馘首を行はねば事業が繼續せられぬか什かはさて措きあゝして急遽な馘首を斷行して勞働者側を興奮せしめる事は資本家側にとつても決して策の得たものとは云へない。利潤の多いうちは搾取飽くことを知らず一朝反動期に入れば秋毫の私財を提供することをも惜む資本家の根性をあまりに露骨に發揮してゐる。こんな事の爲めに勞働者側の團結力を一層強くし女子供までの自覺心を誘發して社會不安を助長せしめたといふ事は改造精神を拔きにした全くの舊思想の者でさへ非難を逃れられまい。古河の財產が何から築き上げられたかは天下周知の事である。銅が我が國の重要な天產である以上、古河が私財を棄ててなほ且つ立行かぬとなつたなら、その爲めに又一肌拔ぐ樣な者もないではなからう。あまりに自家擁護に過ぎたこの度の大馘首は却つて人の反感を買ひ古河家にとつても決して有利ではない。成否はともかくもかふいふ際に勞働者側は正々堂々と、出來る丈の運動をして橫暴な資本家側の迷夢を醒まさせなければならぬ。けれどもその運動の方法如何については苟も輕佻の所爲があつて

はならぬ。十歳の少女が果して自發的に數千の會衆の前に起つてパン問題を絶叫しようとしたであらうか。そこに見え透いた使嗾敎唆のあとに對し天下何人か嚬蹙しない者があらうか、今日の勞働者に「兒童敎育」の事を語る、それは寧ろ迂愚であるかもしれない。併し、麻生氏其他の指導者は既に一廉の紳士として考へられてゐる以上この非敎育的な不自然な芝居めいた事態について識者の指彈を逃れることは出來まい。私は婦人の立場からして衷心から希望して止まぬ、社會改造も可矣、勞働運動も可矣、たゞ願はくは兒童をして飽くまでも兒童の世界に悠々自適せしめよ。ソロモンはいうた、

「愛の自らおこるときまではことさらに喚起し且つ醒すなかれ。」(美都)

足尾の罷業と婦人

此度の足尾の同盟罷業に於て、勞働者の妻女等は、或は家族大會、或は代表者上京等と今迄にない活動振を示した。

婦人勞働者の活躍が傳はらないのは遺憾だが、然しこれだけでも喜ばしい事だと思ふ。例へそれが或人達の云ふ樣に、彼女達の自由意志でなく指導者達の使嗾から來たとしても、結構だと思ふ。決して徒勞等には終りはしない。

現在の勞働者は殊にその妻女達には、無敎育なものが多いには違ひないが、然し所謂智識階級が考へてゐるよりはずつと進んでゐる。

此度の妻女達の行動については私自身も大部分指導者の計劃から出たものと思ふが、全然彼女等の意志が加つてゐないとは考へない。

又家族大會を開いたとて、遙るばる上京したとて直接は徒勞に終るかも知れない――否事實は徒勞に終つた。だがそれを通して輿論を喚起し、彼女達自身を自覺させる事に、どれだけ大な寄與をなしたか知れない。さうして解決の上にどれだけの貢獻をなしてゐるか知れない。

が社會運動である以上、その事自身だけを以て批判する事は出來ない。(房枝)

記者曰、婦人界時評が大變偏して、殆ど足尾問題ばかりになりました。題目と内容とが一致しませんが此度はこれで御許しを願ひます。

藤村義朗氏の治警解禁反對論批判

治警五條解禁に斷然反對す

男爵　藤村義朗

私は本案に付きましては別に何も申上げぬ積りで居りましたが、唯今鎌田君から賛成の御演説がありましたから、私は一言反對の演説を致します。

唯今鎌田君の御話中に、貴族院の傍聽が出來る婦人が、政談演説の發起若くは政談演説に臨んで、彼是政治上の運動をするなど云ふことは甚だ矛盾して居ると云ふ話でございました。無論貴族院は模範的の集會でありますので、之に婦人方が御臨みになつて傍聽されることは何等差支ないことゝ思ひますが、併し婦人自らが政治運動を爲さると云ふが如きことは甚だ面白くない。

第一それは生理的から申しましても心理的から申しても、自然の理法に反して居る。次には女子の本分使命と云ふ——殊に此の政治上の運動を男子と共に彼是活動すると云ふことは、女子の本分ではない。女子の本分は家庭にある、教育乃至社會的の事業にあると思ふのであります。

のみならず女子が社會の表面に出て政治上の運動をしまする と云ふことは、甚だ惡い結果を齎すので、それは古來からの歷史に於て其實例は乏しくない。平の政子の如き、則天武后の如き、或は外國に於ける「エリサベス」女王の如き悉く政治に關して惡い結果を來して居る。

是は我國の固有の傳説、習慣及び歷史に背いて居るものと思ふ。次に此女子に政治的の運動を許すと云ふことは、我國の社會組織の基礎である所の家族制度に反して居ると思ふ。

近來新しい女とか何とか申しまして、妙な女性の團體が色々政治上の活躍を試みんとしつゝあるのは、私は甚だ苦々しいことゝ思ふ。

斯る際に於て貴族院が之を許しますと云ふことは我國體に關すると思ひます。私は斷然之に反對します。

（貴族院に於ける演説の全文、速記錄より轉載）

藤村男爵は本氣ではあるまい

市川房枝

私は藤村氏の反對演說なるものを直接議場でも聞いたし、それから速記錄でも讀んだ。

四十四議會も今日限りといふあの二十六日の午後それももう六時頃になつてやつと議場に上された。中川委員長の報告、淸水男の反對演說、鎌田氏の贊成演說、阪本氏の質問……と今迄だれ切つてゐた議場が少し賑かになつて來た。もうあと十分か二十分の間にきまるのだと息を殺ろして下をみつめてゐると、小橋內務次官の答の後、「議長！」と呼んで藤村男が突立つた。何かと思つてゐると意外にも『私は反對の演說をします』といふのである。これはくと驚いてゐる中、前に掲げたやうに洗ひざらい、まくしたてゝ着席した。

議席にある議員の視線が、傍聽席にゐる私共に集まる。皆あつ氣にとられた態で發言する者がない。議長は決を起立にとふた。起立者は點々としかない。『少數であります。否決になりました』と事もなく形づけられ、次の日程に移つて行く。

ついさつき、若しか通過したら等と祝賀會の人選をしてゐたのが、ふいになつた。氣の拔けたやうなもので、議場を見てゐるのも面はゆい。こつそりと場外に出てしまつた。

『淸水男や藤村男がにくい、引張り出してなぐつてやりたい、一生懸命にやつてこんな馬鹿くしいめにあふ、議會運動なんかもうよしませう。』と同行の田島氏が憤慨する。

それは一應無理もない。淸水男や藤村男は癪にさはる。殊に藤村男の言葉は全く心外である。だが、淸水氏や藤村氏の反對演說は、否決になつた事について、それ程大な原因をなしてはゐない。

又婦人にとつて否我國にとつて地方制改正よりも米穀法よりも重大なる問題が、あゝして無雜作に否決されて行くのを見ると全くいやになる。だが、議會といふ所がどうせさう云ふ所だとは、初めから承知の上である。

失敗したのは結局私共の策戰がまづく、運動が足らなかつたからである。いゝ兵士が全くなかつたからである。

藤村男の演說の言葉尻りを捕へて、そのために精力を費すのは的外れて、それだけの効果はない。又藤村男の演說そのものはあまりに馬鹿〱しくて本氣になつて批評し辯解するのも大人氣ないやうな氣がする。

一體藤村氏は本氣であゝ信じて反對演說をしたのだらうか。

藤村氏はさきの大正日々新聞の社長て、今は公正會の幹部である。此度の議會では阪谷芳朗男等と共に政府攻撃の第一線にたつた人である。貴族院に於ける新進を以て人も許し自分も任じてゐる所の人てある。

それて婦人問題に對しても多少の理解位はあるだらうと思つてゐた。

所が氏からあの保守的な暴論を聞かされて全く意外の感に堪えない。或は私が氏を買かぶつてゐたのか、ゐるのか知れないが、あれは氏のほんとうの信念から出たものではあるまい。

あの時の議場の樣子や貴族院に於ける黨派的關係や、あの時の氏の口吻やを考へ合はせてみると、どうも多分に感情が手傳つてゐる樣な氣がする。而も反對せんがためにわざと反對したやうな、豫め準備して來たものでなく、その場での思ひつきをいゝ加減に饒舌つたやうな跡が認められる。又あれほど強く斷然反對する積りでもなかつたのが、遂、時の勢言葉の勢で――今迄の氏の言動から、こういふ事がよくあるやうに思ふ――あんなになつてしまつたやうにも思へる。

私には氏の此度の言動が、こううつてゐる。

だが、いづれにしろあゝした所て、あんな事を一

度言つた以上、それは事實として、世人の頭に深く印象され、容易に拭ひ去る事は出來ないであらう。

婦人問題に全くの無理解者として、又理論の一貫しない間違つた史實をあげてゐる淺識者として、或は感情や政策で主張を二三にし贊否を異にした無節操者輕卒者として、世の識者から笑はれ攻撃されるであらう。否現に方々の雜誌新聞等で笑はれ罵られてゐる。

若し日本にも英國流のサフラジエットがゐるならば、口や筆だけでなく、直に氏に危害を加へやうとするかも知れない、

又今後何か事がある度毎に引合ひに出される事は勿論だが、氏自身にもついて廻り、氏の將來の活動に對しても少からぬ支障を與へるかも知れない。

國民の半數である婦人の問題は、たゞに婦人だけの問題でなく、男子の問題であり、社會の問題であり、國家の大問題である。

であるのに今迄は男子も、社會も、國家もこれを眼中に置かなかつた。

したがつて男子中心の社會、男子中心の國家となりそこから男性文明が生れてそれが成長して來た。

然し時代は此の忘れられた半分を眼醒めさせ、忘れてゐたものをも眼醒めさせて來た。

今後の社會國家は兩性の眞の協力の下にすゝもうとしてゐる。

從つて爲政家も此點に着目しなければ、眞の政治を行ふ事は出來ない。

私はこゝでこれ以上に氏の此度の態度や、其の演説の内容について追窮し論評する必要を認めない。又其の價値をも認めない。

總ては氏自身の冷靜なる判斷に待たうと思ふ。

貴族院の態度を惜しむ

山田わか

貴族院に於ける治安警察法改正案に關する藤村男爵の言說を讀んで、たゞ〳〵感心してしまうことは今の世の中に、よくもこんなことが云へたかと思ふことである。此の案が否決されたことを聞いた時に私は呆氣に取られてしまつたが、更に否決になつた理由としての男爵の言說を讀んだ時に、こう云ふ議論で動かされたと云ふ貴族院の眞價に大きな疑ひを起さねばならなかつた。

　これは世界に對し、全國の婦人に對して藤村男爵計りの恥ではない。貴族院の恥である。もし、貴族院が始めつから、此れを否決しようと思つて居たのなら貴族院の頑迷を世界に語るものであるし、もし、又、そうでなかつたにも拘らず男爵の意見に動かされたのだとすれば、あのような時代とかけはなれた愚論に動かされる貴族院の不見識を發表したと同じである。

　或ひは、又、一部の人々の間に云ひ傳へられてあるようにあの案が政府の提出したものであるから、政府に反對するために否決になつたのだとか、又はあの案の通過に盡力して居る婦人達が氣に入らないからあゝ云ふ成り行きになつたとか云ふのが事實なら、これこそ實に背任も甚しいものである。なぜなら國民の一部である政府者に反對するために、又は、少數な婦人を嫌ふために全國の婦人の生活を左右したのであるから其の不德不公平は斷じて許すべからざるものである。

　私は此の案が否決されたと云ふことと其れ自身よりも、貴族院が問題の眞髓にも觸れて見ないで、唯、『面白くない』位の處でかたづけてしまつた不謹愼なめくら蛇的な態度を惜しむものである。

　第一に男爵は『貴族院は模範的な集會であるから婦人の傍聽も差支へない』と云つて、貴族院以外の政談集會に婦人が出席することを拒んで居られるのであるが、成程、貴族院が男爵のような頭のよりあつまりであるならば、男爵の理想とする女のためには模範的な集會であらう。婦人を冬眠の狀態に押し込んで置いて世の中とは全くかけ離れた時代後れの人間にして置くには。

　第二に『婦人が政治運動をすることは面白くない』と云つた此の言葉は婦人に對する男爵の態度を語り

得て餘りあるものである。男爵にとつては婦人の存在は唯單に男子を面白がらせれば足りるのであらう。女が全く自分の意志を捨てゝ男子に氣に入るやうに化粧をしたり、男子のきげんを取るために踊つたりふざけたりして居たなら定めし面白いだらう。御氣に入るだらう。そして、男爵の周圍の女はそうして居るかも知れない。けれども、世間の女には意志があること、世間の女の人生觀は男を面白がらせるための人形ではないことを男爵は目を開いて見なければならない。

第三に、男爵は『婦人の政治運動は生理的から見ても心理的から見ても自然の理法に反して居る』と云ふ。實は、私も婦人が政治上の仕事に無條件に熱中することは好まない一人であるが、併し、それは一般婦人に對する希望であつて、少數の又は例外の婦人が大多數の婦人を代表して政治的に活動されることに對しては矢張り尊敬と感謝の念を持つてゐる。そして、男爵の『自然の理法に反する』と云ふ意見を決して取らない。のみならず、男子が馬鹿で頑迷で進歩の潮流を見ることも出來ず、偏見が一度男に與へた男の特權をいつ迄も固守して、社會的の並びに種族的の責任には無感覺で、そして、女を男を面白がらせる人形として置かうとする時に當つては、時代に目覺めた責任觀の強い婦人は、先づ何は置いても、そう云ふ無能者、人道の敵を一日も早く取り除けることに努力しなければならないだらう。

第四に、『女子の本分は家庭、教育、社會的の事業にあると思ふ』と云はれる。實に家庭は國家の基礎、國民の苗床、そして、教育は國民を成長させるに無くてならない肥料であることを私は認める。であるから、女に計りでなく男子も家庭の教育に盡すのが人としての本分である。けれども、男の心が驕つて人道から脱線してしまつて、國家の基礎、國民の苗床である家庭の安定を脅したり、外見を張るために役にも立たないものを造るために國家の財力を浪費したり、喧嘩の道具を大きくするために教育費を貧弱にしたりしてゐるので、婦人は婦人の本分を守らうとしても守つて居られないような狀態に今はなつて居るではないか。

第五に、男爵は『女子が社會の表面に出て政治上

の運動をすると惡い結果を齎すと云つて平の政子、則天武后、エリザベス女王の政治を例に擧げて居られる。此處に至つていよ〳〵男爵の頭の價値がさらけ出されてゐる。男爵の言葉によると女性の政治が皆惡くて、男性の政治は古來どれもこれも皆完全てあるようてある。處が、事實は其れに反して、男性の政治にも善い處も惡い處もあつた。それは、女性の政治に善い處も惡い處もあつたのと同じてある。のみならず、文學、政治、産業、其の他あらゆる方面から英國を世界的となし、やがて、英國を世界の第一位に上げた人はエリザベス女王てあつたてはないか。英國がエリザベス朝に全盛の花を開いたと云ふことは英國の歷史をたとへ一頁ても讀んだものは皆知つて居る事實だが、藤村義朗男爵は此れを何と見らるゝ？エリザベスにも惡い處はあつた。併しそれは政治に關してゞはなかつた。けれども、古來の多くの男子政治家は政治上惡事をして居なかつたか？

私は漸進主義者てある。革命と云ふことを全然とらない人間てある。けれども、世間には過激な思想の持主が少なくない。そして、其の過激な思想を醸造するものは、實權を握つてゐて、しかも、時代を解さない頑迷固陋な頭てあることを最後に一言忠告して置く。

藤村男爵の蒙を啓く

田中孝子

私は藤村男爵の演說と併せてあの法案に關する委員會の報告や、他の反對、贊成の演說をも一讀しました。そしてあの法案が上程された當時の光景を想像して見ました。私が何よりも先づ不滿と、不快との情を禁じ得なかつたことは、あの問題に對して議場が至つて弛緩して居たことてあります。少なくも

議員の大多數は私共日本人の協同生活の改善と幸福との長計より見て、あの問題の重要さの意義と範圍との見極めが付かなかつたことであります。若しさうでなかつたならば、學校の昇格問題や、外米の賜入問題や其の他の問題に關して、あれ程までに辯難攻擊に努めた貴族院が、この重大問題に關して（尤も中川特別委員長の報告に據ると、委員會に於ては反對、贊成兩方の意見とも可成なり盛んであつたと云ふことでありますが）本會議に於ては大して研究も考察も費されることなく、何故にあんな馬鹿氣切つた反對演説があつただけで忽ち否決して了ふやうな賴もしからざる態度に出てたのですか。私からすれば我國の協同生活の發展と幸福とのために社會意識が自然に要求して來たこの改正案を、斯くの如く輕卒に、鈍感に取扱つた一事に依つても、刻下の文化生活の上より貴族院全體の價値は定まるやうに思はれます。

　この改正案に反對であると名乘りを上げて起たれた藤村男爵の演説其物に至つては、全然批評や辯駁の必要を超越して居る程のものだと云つてもよいくらゐであります。何故ならば、そんな手數を須ゐないでも、尠しても私共の社會の現狀とそれの要求とを眞面目に考慮する人である限りは、男爵の意見が其の現狀に對し、その要求に對して、何等の指標的價値を有たないことを知悉して居るからでありますあの問題に關する人間の意見もかうまで思ひ切つて正鵠を失することになれば、何人も容易に其の馬鹿らしさに氣が付きますから、反つて純乎として無害のものとなります。されば、こゝに私が簡單にあの演説に對して私の意見を述べるのは、世人に警告するためではなくして、（其れは到底望み難い奇蹟だとは思はれますが）男爵が蒙を啓くことを萬一に庶幾ふためであります。

　私をして忌憚なくあの演説の批評を許せしむればあれはあの種の問題に關する最惡のものであると斷言します。何故ならば、過去三四十年に亘つて人間の生活に關する生物學的、社會學的、心理學的、乃至、歷史的の考察と研究とが發展して來たに隨つてこの種の問題に對する態度は當然發展的であるべきのに、さうあつて始めて正當な見解が得られるのに、

男爵の其れは固定的たるに止まつて居るからであります。男爵は『併し婦人自らが政治運動を爲すると云ふが如きことは甚だ面白くない、第一それは生理的から申しましても、心理的から申しましても、自然の理法に反して居る』と無雜作に言ひ放たれて居ります。然し、男爵はどうして婦人が政治に携はることのどうして自然の理法に反するといふことを知り得ましたか。どれだけの信頼すべき事實に據つてさう斷言し得ますか。私の考へるところでは、婦人が政治に携はるといふことは比較的に最近の出來事でありますから、其れが生理的に、若しくは心理的に、彼等に如何なる結果を齎らすかといふことは、全く試驗中に屬することであつて、如何なる國に於ても、何人の掌の中にも、其れの結果を適確に證明するだけの材料はまだ擧つて居らない筈です。それであるのに、どうして輕卒にも自然の理法に反するなどゝ口巾つたいことが言はれませうか。想ふに、男爵の謂ふところの自然の理法なるものも、畢竟するにこれまでしばしばある一時に於て信ぜられ、そして、次の一時に到つて自然に否定された數多くの自然の理法と全然その類を等しうするものではないでせうか。言ひ換へれば、其の當時の生活の要求に應ずるために過去に於て發達し、若しくは、養成された習慣や制度に對する容認的、若しくは肯定的情操に過ぎません。随つて人間の理想が變はり、社會の組織が變はるに随つて自然にその存在が疑はれ、否定されたものと其の類を等しうするものではないでせうか。昔てはマンチェスタア學派に依つて經濟的法則なる一つの自然の理法が信ぜられたが、後になつて見れば、其れは永久のものでも何んでもなく、たゞ、其の當時偶然に行はれ、そして直きに變化するに定まつて居た經濟組織のはたらき振りを一般化したのに過ぎないものでした。ギリシヤ人は奴隷の存在を自然の理法と考へて居ましたが、いまそんなことを考へて居るものが一人でも何處にありますか。近い話しが、私共の父老達は政治に携はるものは士農工商四民の中の士だけであるのが自然の理法だと考へて居たのですが、現に議會の半數を占め、そして或る問題に關しては優先權を有つて居る衆議員の多數はさきの農工商の子孫ではありませんか。

いふまでもなく、人間の生活は如何なる意味からしても男子と女子との協同事業でありますから、ある時代に於て女子の仕事の種類と範圍とが如何なるものであるべきかを決定する唯一の標準は(全然男子の仕事の種類と範圍とを決定するものと同樣に)其の社會生活の經濟(ソシャル エコノミイ)だけであります。今、この社會生活の經濟といふことを政治に關して例證するならば、一方に於て、女子の其れに參與することを必要とする聰明な人々があり、他方に於て其れに參與することに依つて始めて全體としての社會生活の幸福は實現されるものとして、其れを慾求して來た女子があるならば、社會生活の經濟は既にこの問題の解決に一つの有力なる標準を與へて居るのであります

將來の政治は社會化されねばならぬ、言ひ換へれば最深義に於て科學化されねばならぬ。さうされれば、今日政治の腐敗の源泉となつて居る嫉妬、軋轢陰謀、小さき功名心のはたらく餘地はなくなると言つたのは、たしかコムトであつたと覺えて居ます。直接に婦人が政治に參與することを非難して居る男爵も、彼等が教育と社會的事業とに參與することは贊成されて居られるやうです。今日の政治の特徵は、其れがたゞ少數の特權階級の特權の擁護や、彼等同族間の勢力の爭奪の具でなくなつて、段々にあらゆる階級に屬するあらゆる人々の改善と幸福とのために、他の生活の機關たる科學や、藝術や、產業と同格に併立し協同して、一つの機關としてはたらくことゝなつたところにあるのであります。この見地からすれば、男爵の考へるやうに、政治は教育や他の種の社會的事業と分離さるべきものでないのみならず、其の性質に於て、是等とさう違つたものではないのであります。されば、今日猶ほ過去の文明の遺物たる嫉妬、軋轢、陰謀小さき功名心の殘滓に依つて兎角、混濁される虞のある男子專有の政治が、教育に於ける、乃至、社會的事業に於ける彼等の努力の效果を減殺するのを見て、其の效果を擁護するがために、政治に參與するの權利と機會とを要求するに至つたといふことは極めて自然ではありますまいか。

今日の婦人は政治の新しき意義に目覺めて、始めて其れを要求し出したのであります。されば、過去

の歴史に於て政治を腐敗さした男子が千百人ある中にさういつた二三の女子があるにしても、其れは、たゞ當時一般に行はれて居た政治といふもの丶概念に隨つてはたゝいた結果に過ぎないのでありますから今日の標準より見れば、男女共に同罪であります。男爵のお嫌いな所謂新しい婦人は決してそんな立場から政治を要求して居るのではありません。

平塚らいてう氏の公開狀

本欄に平塚氏が藤村男爵に宛てた公開狀を書かれる筈て、一頁だけは最初に組んで校正まて出ましたが、締切までにまゐりませんてしたので、這入つた分も除きました。

本欄に同氏の意見のないの讀者の方だけてなく、編輯者も遺憾に堪えませんが、右の事情てありますから惡しからず御諒承下さいませ。

第四十四議會の婦人傍聽人一萬人餘

第四十四議會は既に終了したが今期議會の傍聽者男女合せて四萬四千九百六十五人てあつて、一日平均一千二百人強の傍聽者があり、その中一千九百六十人の婦人傍聽者があつた。夫れを昨年の第四十二議會並びに夏の臨時議會に比較すると四十二議會は途中解散が行はれたり臨時議會は開期中が四週間と云ふ短期であつた故もあるが、前者は累計一萬六千八人一日平均八百八十人強で婦人の傍聽者數も三百廿九人、後者は累計一萬九千四百四十人中婦人傍聽數は六百六十七人で、前期及前々期より視れば傍聽者數は著しい増加であるが婦人傍聽者に至ると非常な増加を示して居る。是れは一般的に段々政治思想の普及して行く證據であつて、女子の増加も政治的に眼醒めて來た事を明かに證據立てるのである。偖て重要議案の上程された日即ち普選案だとか豫算案だとか又は過般の滿鐵に對する決議案の上程日の如きは、一日に一千九百六十餘人、通計一萬人に近い傍聽者を觀たが是等の多數なる事は議會開會以來未曾有な事で、是れに據つて見ても如何に政治其ものが一般に興味を唆つて來たかと云ふ事が良く解る。

地下室

高安やす子

地下室の重き靜けさわが深き孤獨の性に向ふが如し

地下室の冷たき壁に頬をよせぬ大地の胸にかよふおもひに

かくながら世にも人にも忘られてこの地下室にひとりあらばや

地下室の壁の上這ふうす明りさま〴〵の綺と幻をかく

朝とならば日が物云はんさしのぞき只一つなる小さき窓より

うら安く白き花など見るやうにわが死なん日を思ふ地下室

地下室のせまき四隅にたゝまれるいみじく重き暗もなつかし

耳立てぬ大地の胸のおごそかに脈うてるとて沈默の中に

靜かなる嵐を秘めしかの暗黒きひとみのひたとみつむる

教育界に於ける女子

伊藤和子

古い頭の人が上に居て、比較的新しい頭の人が下に居る。そこで、上から下を見れば「どうも過激でしやうがない。無鐵砲でいけない。危險千萬だ」と、あぶながる。下は下で「なんて古いんだらう。時勢を知らないのかしら。全く無理解だ」と、鬱勃の氣が禁じ得られない。

これは、今の世のあらゆる方面の有樣で、それが爲めに、種々の問題が、隨所に起つてゐる。教育界も亦、その弊を免れない。

廣く教育界と云つても、問題がちと大き過ぎるから、取り敢へず女子に關する事のみに止めて、ほんの一端を述べて見やう。

昨年あたりから、婦人に關する問題が大分やかましくなつて來たが、婦人に對して最も正當な理解を持ち、率先して、世の舊思想の刷新に努める筈の、女子教育界の男子、とりわけ、人の上に立つ位置に居る男子の頭が、頗る舊式で頑迷なのには驚く。

口に筆に堂々と婦人問題を論じて、一かど新しい思想を持つて居るやうに見える人の家庭が、案外な舊風で、その家族や召使に、天晴の暴君振りを發揮して居るといふ、矛盾の多い社會は、立派な女子教育家を以つて任じて居る人の學校でさへ、その教員に對して、女といふを理由として、あらゆる場合に侮蔑的の差別を附してゐる。「否、決して、そんな事はない」と、言ひ張り得る學校がいくらあらう。

「女の先生ばかりでは」とか「女の先生には」とか「女の先生だから」とか云ふ詞が、敬意を挿んでの場合に用ひられるよりは「到底だめだ」とか「とても任せられない」とか「しやうがない」とか云ふ意味の時に用ひられる方が、遙に多いのは、動し難い事實である。會議の席などでも、如何程迄に女子の言説が尊重されるか。或る一事項の調査、研究などい

ふ場合に、何處まで女に任せて居るか。思、半に過ぎるであらう。且つ又、女子に特別の場合（妊娠出産）にも、どれ程の、同情ある取扱ひをしてゐるか。苦しき經驗ある人の、等しく知つて居る處であらう。

是等すべては、女子を、男子よりは幾等か劣つた者、厄介な者にしての取扱ひであつて、女子に對して充分の理解を持つ人の、する事ではなからうと思ふ。

それに又、たまに、硬骨の婦人が、男子の揚足の一つも取らうものなら大變、反省する所か、血相をかへて喰つてかゝり、無理やりにでも我を通さなくては止まない。理を非に曲げても「女のくせに」と云つて引つ込ませてしまう。實に、癪の種の至りである。處が、何事も一に男子の御庇護をと云つた風に、一々援助を乞ふやうな態度をすれば、比較的好感情を以て迎へられる。兎にも角にも、眼の前だけでも物優しく、唯々諾々としてさへ居れば、除て何をしやうが、何と云はうが一向御存知ない。否、たまに耳に入つても、却て庇つて貰へる、といふ様な事實はいくらもある。男子の自惚は、かういふ點でも遺憾なく發露されるのである。

口に、「女子の高等教育の必要」などゝ高唱する男子が、いざ自分の細君選擇といふ事になると、「教育は、高女卒業で澤山。そして只管柔順な女を」と云ふ。『あゝ、自惚の權化よ、汝を男といふ』と云ひたくなる。

全體、女學校になどゐる男子を、男としての美徳を完備した立派な人のみと思ふのは、大間違である。女子教育に長く從事すればする程、女子の惡性のみを感受した變な性格になつてしまつて居る人が可なり多い。そして眞の男からも、眞の女からも、一種の化膿しかけた物體としてしか取り扱はれない。かういふ人に就て、兎や角云ふのは、云ふ方が間違つて居るかも知れないが、全國何百の女學校の何千の女教員に、腹藏のない所を云はせて見やうものならば、實に多種多様で、面白い場面がいくらもあるであらう。

女教員に對してすでに前述の様である人達が、幾百の女生徒を集めて、眼まぐるしく進轉して來た現代の婦人界に立つべく指導してゐる…………といふ

のが今の女學校の大半の有樣であらう。從つて生徒を敎養する上に就いても遺憾は多い。

試に、女學校の修身に就いて、赤裸々の處を見もし聞もしして見れば想像以上の事がある。

道德の根本、國家の大本に變りは無いから、敎科書の編者が、男子であらうが、女子であらうが差支へないとしても、實際の授業を受持つ者には男子が多い。その男子が、女としての諸德を、生徒に講ずる時、如何なる事を云つてゐるか。男子に都合のよいやうに諄々として說いてゐるてはないか。そして實に馬鹿げた例を得々として擧げてゐるてはないか生徒さへも「あんまりだわ、女つてそんなものでせうか、隨分だわねえ」と云つて居るのを耳にする事が度々ある。たとへ、かういふ男子は數少いにしろ、苟も、現代の敎育界にたづさはる敎養ある男子としての責は、決して免れまい。

それに猶、吾々として聞きのがせないのは、最上級の生徒の卒業前に、「あなた方は、高等師範へなど行く必要はない。あそこは、あなた方の入る處ではない。非常に不器量でお嫁に行けない人か、働かなくては食べられない人の入る處だ。あなた方としては、女藝一と通りを稽古して、早くお嫁に行くのが第一だ」と、眞顏で云つて居る先生があるには、開いた口がふさがらない。

かういふ頭の人が主腦となつて、學校を經營して居る中は、現代に適合した敎育の徹底も、女子の地位の向上發展も、前途程遠しである。そのくせ、かういふ人に限つて、自分は一かど、女性の心理に通曉してゐるやうな顏をする。しかし何か問題があつて女子の心理狀態に立ち入つて考へる必要のある場合など、隨分侮辱した、見當はづれの事を云ふ所を見ると、どの邊まで徹底してわかつて居るのか、頗る怪しい。その頭の底には依然として、女子を劣等扱ひにする先祖傳來の思想が、こびり着いて居るらしい。そして、すべての解釋は其處から割り出されるものと見える。だから「我が團體の記念事業の一つとして、女子を尊重するといふ一項を決議しました」と、堂々公言して置きながら、何等その實はあがつて居ない。女子尊重といふ事は、電車の內で、若い婦人に席を讓る事や、お詣りに來たお婆さんを、

大事にする事のみではない。第一、そんな事を、決議したなどゝいふのも、をかしいではないか。

　まあこれはほんの一例に過ぎないが、社會の他の方面では、大分、女が認められて來たのに、最も正しい理解を持つて居るべき女子教育界が、猶この通りでは心細いと思ふ。

　しかし、女子教育界の男子が、總べてかうであるとは決して言はない。人格學識共に立派な、所謂新進紳士の典型と仰ぐべき人も多々ある。そして女子にこそ、大反省を促すべき事實も幾多ある。一方を云つて一方を言はないのは不公平であらう。ちと、女子の方のあらをも搜して見やう。

　それは、現代の婦人の中には、人格といひ、學識といひ、非常に勝れてゐて、男子と互して更に〱ひけを取らない、立派な人も隨分ある。眞の自覺を以て、女子の爲めに有力なる地盤を着々開拓してゐる、健氣な人も澤山ある。是等を思ふ毎に、一種の力強さを感ずるのではあるが、一般的には、まだ〱遺憾が多い。廣い問題は暫く措いて、まづ教職にある婦人に就いて云つて見ても、折角高まりかけた女子の地位を、裏切る樣な人が、ちよい〱あるのは殘念な事である。身、教職に在りながら、大切な人の子を預つて、その師表となるには全く不可、といふ樣な人もあるが、それ等に就いては云ふ必要がない。なぜならば、その樣な人を採用してゐる人、即ち多くは男子の不明、といふ事に歸するから……。

　さて、相當な教養を以つて教職に在る婦人に就いて、第一に遺憾に思ふ事は、公私の別が、どうも混同され易くていけない、といふ事である。たゞこれだけでは「そんな事の是非善惡は、云はれなくても、とうに〱知つてゐる」と云ふであらうが、實際は中々立派に出來てゐないのである。しかも獨身の人よりは、すでに妻たり母たる人に於て特に甚しい。それは家庭の事情上、已むを得ないといふであらうけれども、或る特殊の場合の優遇は、充分に主張する權利は有るにしても、毎日、男子と互し、他の獨身婦人と互して執務して行くには、其の務め振りに、少しの懸隔もあつてはならない。家庭の出來事の瑣々たる事にまで一々校務を怠つて、しかもそれを當然顔してゐる事は、絕對に不可である。そんな事を

するから、厄介者扱ひをされるのである。もし、それ程家族に煩はされるのならば、無理に出て來るのが間違つてゐる。夫や子供に迷惑をかけてまで、外に出て働くのは考へ違ひてある。ほんの經濟上の都合からとか、姑と衝突の避難所にとかいふ、勝手な理由て出て來て、其の日〳〵の出來心てお茶をにごされたのては、學校も實際たまらない。かういふ事が、「女の先生」といふ、一つの困つた事を代表する言葉の要素となるのてある。

次には、頭の鍛錬が怠られ勝ちでいけない、といふ事てある。もつと〳〵各自專門の研究に、社會一般の事の常識的修養に、努力しなければならない。そして何事に就いても、確固たる意見を持つてゐて、時に臨み折にふれては、ずん〳〵發表する勇氣があつてほしい。

つまらぬ事のおしやべりは隨分する、蔭では可なり思ひ切つた氣焔もあげる。手ひどい攻擊もするといふ人が、イザとなると、何の主張も意見も發表し得ないで、木偶(でく)然としてゐる。そんな處て、お上品ぶつたり、校長や教頭の顏色を伺つたりする必要は、更に〳〵無い。

會議の席などでも、「御異議がありましたらどうぞ……」とか、「これて、差支へ無いてせうか……」とか云はれても、啞の展覽會のやうに默り込んで居る。そして、「では、さう云ふ事に決定致します……」と云へば、一齊に、ペコリ、合點首を下げる。そのくせその席から出てしまへば、「變な事になつたわねえ……」とか、「何でも男の人の御自由よ……」とか云つてゐる。こんな事ては到底だめてある。

實際に、豆腐の糟のつまつてるやうな頭の持主なら、默つて、男子の驅使に甘んじて居ればいゝし、さうでない頭の所持者ならば、云ひたいだけの事は大いに云ふがいゝ。これ亦、「女なんて……」といふ言葉の出來る因をなすものてある。

最後の一つは、何處の女學校にも有る事であるが、女の硬化した人には實に困る、といふ事てある。自分はまるて、四書五經からでも生れて來た樣な顏をして、若い人達のする事を、何でも邪道莫連にしてしまう。一寸顏を見合はせて、話をしても、笑つても、それが男子と女子とてあらうものならばすぐ

に耳を振り立て、眼に角を作つて、猜疑、臆測を逞しうする。こう云ふ人こそ、その胸の底の底の方には、人には言へない様な事を思つてゐながら、若い人達のする事を「世にも苦々しい事」といふやうに思ふ。そして、あゝであらう、の、こうであらう、のと勝手に組立てゝ、しやべり散らす。その結果は非常な迷惑を他人にかけ、自己の人格を疑はれる事になるのも知らずにゐる。實に困つたものである。こんな事が、女子を馬鹿にする男子の心に、裏書をするものとなるのである。口には、オールドミス根性にならないの何のと云つてはゐるが、その特徴は隨所に發揮されてゐる。充分の上にも充分の愼しみがあつてほしい。

思ふ事言はぬは何とやら、ちと言ひ過ぎた點もあるが、聞いて極樂、見て地獄、聖人の寄合のやうな教育界にも、かうした事があるといふだけである。

（完）

明治より大正に亘る婦人の政治運動史　上

奥むめお

一　明治以前のこと

明治維新前後より大正に亘る婦人の運動を檢べて見るのは興味の深い事である。これまで不注意で過ぎてゐたいろ／＼な新しい發見が、因となり果となり、因となつても隨所にもつれ合つてゐる事を教えて與れるに充分である。然し最初與へられたやうな明治より大正に亘る婦人の政治運動史といふ標題は第一大袈裟で不可ない。そして私の背かうとしてゐる内容とは、大分の隔りがある。婦人と政治に關聯した史實を辿つて、何か一つ纏めて見度いとは兼ねてから意圖してゐる事ではあるが、婦人の政治運動史となると、遺憾ながら材料がない。けだし、婦人の

政治運動が起つたのは極めて最近に屬し、それも稍政治運動らしいものと註釋を加へなければならない程度のものに過ぎなかつたから、漸く近頃になつて初めて、婦人の政治運動が組織的、連續的に行はれやうとして來たのではないだらうか。所謂婦人の政治運動史は、今日を以てその第一頁としなければならない、と考へたいと私は思ふのである。

つねに、或時代の女性を知らうと思ふならば、その當時及びそれ以前の社會の狀態を研究する必要がある。極最近に至るまで、何故に婦人の政治運動がなかつたかを考へるためには、明治以前にさかのぼつて德川時代には婦人が如何な狀態に置かれてゐたかを吟味しなければならない。要するにその時代の婦人には人間として何の自覺もなかつたと云ふ一言に盡きるが、あの頃は社會が婦人の自覺を促すには頗る不適當な時代であつた。即ち上下を通じて封建思想に安んじて階級的差別觀念にのみ支配されて殊に女子は社會的には無能力者として男子に隷從し絕對的に其の專制的權力の支配におかれてゐた。それ故に女子は子供を養育し、夫に事へて家を修める事にのみ專らで餘念もなかつた。貞女と云ひ賢母といつたそんなの道德も、結局は男子の要求、家族の必要が作りあげて、弱者たる女子に强要したものに外ならない。

試みに德川時代に出來た女訓を讀んでみるならば

△十歲よりは一切外に出さす、(和俗童子訓)

△敬順の二字を婦人に敎ふるを主眼とす(女學範)

△夫は譬へば君の如く、女は猶ほ從者の如し。(女實語敎)

△夫婦爭ひ怒ること勿れ、理を枉げて夫に事へよ(同)

△女は地獄の使なり。(同)

などと書いてあるのに徵しても、如何に女子が輕んぜられてゐたかを窺ふことが出來る。女子を輕んずる考へは封建思想の外に、當時の思潮を風靡した佛敎、儒敎の婦人觀が與つて力ある事を見のがす事が出來ない。華嚴經に「女人は地獄の使なり、能く佛の種を斷たず外面は菩薩に似て、內心は夜叉の如し云々」と說き、銀色女經には「三世の諸佛の眼は大地に脫落すとも、法界の諸女人は永く成佛の期な

し云々」と婦人を蔑んでゐる。なほ女子が經濟的に無能であつたことも數へなければならぬ。當時には今日のやうな經濟的事情がなかつたために、夫や父兄に養はれて少しも疑ひを抱かず、勿論何の不安もなく、又必要もなく、所謂三從の敎に從つて、父より夫へ、夫より子へと轉々してゐたのであるから、自分自身の地位を省みる餘裕すら持たなかつたといつていゝであらう。それ故に、家のこと、夫のこと子供の事を考へる以前には、世の中の事にまで考へを及ぼす必要は更になかつた。從つて女子は社會的には何の興味をも持たなかつた。女子の間に社會的運動がなかつた所以である。

二、明治維新前後

維新前後に亘つて久しく我國に滯在してゐたサーアーネスト・サトウは、維新政變の根柢を築き上げたものは大日本史の著作者であると云つてゐる。大日本史ばかりを以て維新の原因とするのは正しくないが、水戸の彰考舘にて大日本史を編纂するに至つたその精神こそ、確かに有力な一原因である。德川歷代の將軍は常に文學や美術の復興を奬勵し、又諸大名は閑日月を消費する手段として屢々學者を招いてその講義に耳を傾けた。それらの運動と。長い間の天下の泰平とは相まつて學術の發達を促したのであらう。各藩に鴻儒碩學現れ、伊藤仁齋、木下順庵、新井白石、室鳩巢等が出、又藤原惺窩、林道春等が朱學を力說する一方には、中江藤樹、熊澤蕃山の如く王學を唱へて經世を論ずる者が簇出した。そして水戸義公の大日本史編出、賴山陽の日本外史、日本政記の著などは殊に著しく國民思想を刺戟した。歷史の研究に次いで、荷田東麿、賀茂眞淵、平田篤胤等に依りて行はれた國學や神道の復興は、ますく大義名分を明らめ、王政復古の思想を民間に植付けたものである。そして遂に勤王の徒の倒幕に迄至つたのである。

斯ういふごたくの當時に於て、女子はどんな狀態にあつたであらうか。

維新當時の代表的婦人として世に傳へられてゐるものの數は十指に餘るが、皆それくの境遇や性格に隨つてよく活躍してゐる。唯惜しむらくは、史實に傳ふるそれらの婦人の殆ど全てが勤王の志士に交

つて國事に奔命したものに限られて、爾餘を逸してゐる事である。自分達のやうな素人研究にて逸し去られた人々の事蹟を探索しやうとする事は不可能事てあらうけれ共、維新史料編纂會なり特志の史家なりに依つて再び世に紹介せられる折のあるやうにと私は念じて熄まない。

野村望東尼　文化三年に福岡藩に生れ、二十四才にて野村新三郎貞貫に嫁す四十二才の時夫に從つて平尾村に隱退して山水に心をよせ風月を樂しむ。大隈言道に就いて和歌を學び書を學ぶ。五十四才にして夫に先んぜられてより、俗稱もと女を改めて望東尼と唱へ、心を國事に委ね勤王の志篤し。常にその草庵が勤王の志士の巣窟となりてこゝにて國事を談じ或は高杉東行をかくし僧の月照をかくまふ等す。この頃福岡の藩論は佐幕に傾いてありしために捕はれて玄海洋中の姫島に流されたれども其の後長州の志士に救ひ出されて三田尻にて餘生を送りたり。六十二才にして永眠、明治廿四年靖國神社に合祀せられ、正五位を贈らる。

村岡矩子　近衛家の老女にして勤王の志篤く、忠熙公が皇威を伸張する事に熱心にて、密詔を水戸に下し、又安政の大獄の時僧月照を其邸内にかくすなどつねに國事のために苦心せる時、村岡は裡面にあつてよく周旋盡力せるなり。ために幕府に捕はれて、投獄せられ、江戸に護送せられて三十日間禁錮の刑に處せらる。後、放たれて京都に歸りてよりは嵯峨の奥に閑居して直指庵と稱し、風月を吟じて晩年を過せり。八十八才にて長逝、廿四年特旨を以て從四位を贈られたり。

大橋卷子　宇都宮の人大橋訥庵の妻、訥庵常に國事を念として二三の著述もあり、弟淡如が老中安藤某を要撃せんと企てしときこれを助け計略を授けなどしたために捕はれたり。卷子は素早く秘密書類をかくして一つの證跡をものこさず。「夢路の日記」はその訊問されし當時のことを書きたるものにて又よく凡ならぬ資性を現してゐる。近年に至つて贈位せられたり。

黑澤登幾子　登幾女もまた勤王の志篤たりし故に異端の恥しめをうけた人、文化三年常陸に生る、安政五年烈公齊昭が幕府より譴責を蒙ぜられた時慨憤悽愴の情に堪えず、五十四才の身を以て京都に行きて幕府の措置に關して闕下に訴へんとせり。後捕へられて度々の訊問に苦しめられぬ、大阪より京都へ、京都より江戸に移されたり。後追放されて江戸十里四方山城國常陸國御構との事となりて野州に住む。八十五才にて永眠　明治四十年に從五位を送らる。

その他に、松尾多勢子(信州の人) 賴梅颸(山陽の母) 有村蓮壽尼、梁川紅蘭、若江薫子、正義婆山口元子、吉田松陰の母なども詳述しなければならない人てありますが、略しておきます。(未完)

無限開拓の生

山澤榮子

人間生命は果てしなき開拓に流動します
自由ならんとして止みません
創造せんとして止みません
私達の苦闘はもはや無限をゆきます
私の彼岸は永遠の彼岸でした
發見もまた無限ゆゑに
生は深刻でありませんか
希望はかぎりなき彼方にて消えません
この行路に
最も苦惱せし者が
人間生命の偉大に覺醒出來るのでないでせうか。

苦しみにみちた力づよい何かがわかります

人間性の本然には

矛盾のすがたがありました。

この巷に開拓の努力は止むことをしらないのです

眞の自己は自力が建設するのでなければなりません。

私達はめざめたのです　自己に

自己にめざめることは苦惱にめざめることでした

人間性にめざめることでした

苦悶して止まぬ魂は無限の開拓にふるひたつてゐます

ほんたうに生は

かぎりなき開拓の苦惱がつひにその眞相でありますまいか。

比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

第六　回々法系の婚姻法

回々(フイフイ)法系の婚姻法は詳しく調べたら面白からうと思ひますが、まだ十分に調べて居りませぬし、又詳しく申し上げる時間もありませぬので、極めて簡單に申し上げます。今日回々教即ち「マホメツト」教が行はれて居るのは、先づ「トルコ」「ペルシヤ」「モロツコ」が本場で「インド」「エジプト」にも可なり擴がつて居ります。隨つて「マホメツト」教の教義に基いた婚姻法の勢力、範圍も相當に廣いのであります。「マホメツト」教は非常に獨身を嫌つた。佛教や「クリスト」教の考では少なくとも宗教に身を委ねる者は獨身でなければならぬと云ふのであるが、「マホメツト」教はそれと反對に、是非結婚しなければいけないと云ふ事を力説して居るので、『神の下僕たる者は結婚しなければならぬ、神の下僕が結婚すれば、それによつて彼は彼の宗教の半ばを爲し遂げたものである』と「マホメツト」が言つたと云ひます。又「マホメツト」が或時相當の年に成つて結婚しない人を捉へて『お前は何故結婚しないか、身體でも惡いのか』と問いた、すると其男は『さうではない』と答へたので、「マホメツト」は『汝は惡魔の同胞だ』と言つて罵つたと云ふ話があります。それ程獨身を嫌つたのであつて、其點を「マホメツト」教の婚姻制度の基礎と見てよいのであります。併しながら「マホメツト」教に於ては婚姻と云ふものを強ち宗教的の儀式とは見て居らず、格別どう云ふ宗教上の形式で儀式をしなければ婚姻が有效に成立たぬと云ふ様な事はないやうであります。又婚姻の適齢も格別きまつては居らぬので、實際の状態に依つて適當の年齢に

なれば結婚してよいと云ふ事になつて居る。「マホメット」教の婚姻法の特徴は一夫一婦制度でないことて、卽ち多妻でも宜しいのであります。併し餘り多勢ではいけない、四人以下に限ると云ふ事になつて居る。而して四人の妻に對しては公平な取扱ひをしなければならぬ、取扱ひに厚薄を附けると一家内に面倒を生ずるから面白くない、もし公平な取扱ひが出來ない樣ならば妻は一人に限る、公平な取扱ひをすると云ふことを條件にして四人までの妻帶を許すと云ふのであります。尙多妻にも多少の制限があつて、同じ姉妹を同時に妻とすることはいけないとか自由人と奴隷とを一所に妻とする事は出來ないとか云ふのであります。斯く主義の上からは多妻を許して居るのでありますけれども、今日の實際に於ては經濟上の關係から多妻を養ふことはむづかしいので實際上大抵一夫一婦になつて居ると云ふことであります。又「マホメット」教徒が多神教徒と結婚することを禁ずる。必ずしも他の宗教の者と結婚していけぬと云ふのではなく、「キリスト」教と云ふやうな一神教徒ならば異教徒とでもよいのであります。

第七　印度法系の婚姻法

回々法系に對するものは印度の「バラモン」系統の婚姻法であります。印度が「イギリス」の領地になつて以來、「イギリス」政府は印度を治めるのに古來の風俗習慣等を排斥して新制度を強いると云ふことをしなかつた。隨つて印度の婚姻制度は極く自由であつて、必ずしも印度在來の規則に依らなければならぬと云ふのでもなく、又印度人と雖も欲するならば「イギリス」の制度に依つて婚姻しても宜しい。其他如何なる宗教上の制度に依つてもよいのであります印度には昔から「マヌー」法典と云ふものがあつて、印度の法律の基礎になつて居りますが、其主義による婚姻法が一方面に於て今日も行はれて居るのであります。印度は御承知の如く人民を四階級に分けて居りまして、僧侶、士族、商人、奴隷と云ふ事になつて居る。それで結婚も成るべく同じ階級の間でするると云ふことになつて居る。但し他の階級との結階も法律上必ずしてはいけぬと云ふのではなく、僧侶階級と士族階級、士族階級と商人階級と云ふやうに

次の階級と結婚するのは可いが、階級を飛ばして結婚しては不可ないと云ふことになつて居るらしい。唯だ其婚姻によつて生れた子は下の階級に屬することになるのであります。印度でも元來多妻を許すのでありますが、今日の實際上多妻は餘り多く行はれないと云ふことであります。反對に多夫は非常に嚴しく禁ぜられて居つて、印度刑法でもそれを罰して居ります。印度の在來の法律で特色があるのは、女に就いては結婚適齡が非常に低くて、八歳になれば結婚してもよいと云ふ事になつて居る點であります勿論娘自身が結婚するのでなく、親が結婚させるのであります。十一歳まで親が嫁にやらなければ、娘が自分で配偶を選ぶ事が出來るのでありますけれども、それまでに嫁にやつてしまはぬのは稀だと云ふことであります。斯く女が生理上の婚姻適齡に達する前に結婚させるのは、是は印度古來の宗敎的の考から出たことで、結婚と云ふものは性慾によつて爲すべきものでない、卽ち神聖な婚姻は性慾の起らぬ内のものでなければならぬと云ふ考であつたさうであります。そこでさう云ふ小さい娘を結婚させて、然かも印度の昔の考では再婚と云ふ事を非常に嫌ひ寡婦が二度結婚すると云ふ事を絶對に禁じて居つたのであるから、在來の制度であると八ツ九ツ位の子供の後家さんが出來て、其時分から一生後家を通さなければならぬと云ふかわいさうなことになる。それよりなほかわいさうなのは、夫が死んだ場合妻は殉死しなければならぬと云ふ制度も行はれて、バラモン敎は火葬でありますが、夫の火葬の時に妻も一緒に燒くと云ふ事が以前は行はれて居たが、イギリスが印度を領して以來之は非常に喧しく言つて、それを殺人罪として罰すると云ふ規定を設けたので、今日其弊風は全然止んだと云ふ事であります。又印度に於て昔行はれて居た風習として、結婚しても夫が生殖不能で子が出來ない場合には、夫の一族の者が夫に代つて生殖作用を行ふと云ふのが普通であつたと云ふ事でありますけれども、これも「イギリス」政府が非常に喧しく言つて、今日ではさう云ふ弊風はないと云ふことであります。さう云ふ風で女は極く小さい時に嫁に行く故常に夫より若い、法律上でも夫より妻は若くなければならぬと云ふ事になつて

居る、又嫁を貰ふのに弟が兄より先に貰つてはいけない、又嫁にやるには姉を先にして妹を後にしなければいけないと云ふ様な規則もあつた様であります。（未完）

法學博士　穗積重遠先生講述

比較婚姻法論（結婚の巻）全

穗積先生の比較婚姻法論は、創刊號から今月號迄連載して來ましたが、それでも半分以上殘つて居ります。

それで雜誌に掲載する事は本號でやめ、全部まとめて出版部から刊行する事にいたしました。

殘つた速記を校閲していたゞく時もゐりますので、出版の時は八月頃になるだらうと思ひます。

定價や體裁は次號で申上げます。

本誌の讀者の方には特に大割引いたす積りで居りますから定價を發表しましたら御申込み置き下さい。

米國に於ける男女の同等報酬について

矢部胡床子

ニユーゼルシーの議員レヘル・バッハの紹介した官公職制度改正案が通過したならば、合衆國の官公職に從事する男女の同等報酬は、やがて法律となつて表れるてあらう。現在の官職令に從へば、女子は省局の長官の判斷によつて、男子と同等の條件を以て職につかしめらるべしとあり、この曖昧の法令の爲めに、女子は女なるが故に官職につく能はず、又同等の仕事に對しより少い俸給を受け、昇進する事もまたおそかつた。が職業婦人同盟會、及び婦人參政權論者から手强い反對が數年來起つた。このレヘル・バッハの改正案は、俸給の制定に際しては、男女を問はず同等の仕事に對する同等の報酬の主義に準ずべしと主張してゐる。この案は官職の任命及び昇進はその能率に準ずべしといふ他の法令と關聯して、官職上の婦人の權利を擁護するものである。更に女子にとつて重大な主義即ち低い賃銀を受けてゐる婦人の職業に對する報酬の標準をたてたることも同じくレヘル・バッハ案によつて成就せられるであらう。前記の同盟會は雇傭人同盟會と協力して、この法令の實現に努力してゐる。この法令は官職制度改正案及び豫算案と共に、行政上最も重大なものである。

同盟會の指摘する所によれば、圖書館管理人は婦人が大部分を占めてゐる。レヘル・バッハは其俸給標準を年一八〇〇弗より五〇四〇弗とし、管理人助手の俸給を年一〇八〇弗より一八〇〇弗と制定した。之に對して現在の政府の標準は僅かに八四〇弗である。看護婦はレ案によれば一、三二〇弗—二、九四〇弗、飜譯官は一、八〇〇—二八八〇弗である。社會經濟官即ち一例を擧げれば勞農兩省に雇はれてゐる多數の婦人雇吏の如き人々は年一、八〇〇弗より五、〇四〇である。書記官にも婦人が多數を占めてゐるが現在政府は婦人書記官に對し月七〇弗しか拂はない

一、八〇〇弗以上の地位は男子書記官にのみ占められてゐる。レ案は女子にも男子と同等の條件を以て昇進する機會を獲得せしめ、之に依つて婦人を從來の薄給より救はんとしてゐる。病院、旅館、大商店等に屬する使用人、即ち支配人、管理婦、厨庖掛、裁縫師、洗濯人等は殆んど婦人の占有であるが、之等に對する新規定はメインテナンス付きで七八〇弗より三、六〇〇弗である。現在は一週間に十三弗を受けてゐる者さへある。掃除人はメインテナンス無しで一日三弗、或は年一、〇八〇である。行嚢縫ひ工及びカンバス及革修繕工は一時間五十仙より六十仙である。唯獨り婦人印刷工に對しては、レ氏は從來の俸給に何の價上げをも提議してゐないが、婦人印刷局員同盟會、及び製本業同盟會は、レ氏案議會提出前該案の公表に際して、その條例の修正を迫らんとしてゐる。彼等の主張する標準は一時間四五仙――五五仙である。上に擧げたレ氏案の俸給改正條例はコロムビア政府の吏員にのみ採用せられるものであるが、猶同氏案中には、大藏卿はその條例を出來得る限り一般に適用すべき事、及必要に應じて更に新制度を設くべき事、といふ議案が含まれてゐる。

政府の各部署に對する經費輕減案が勞働省婦人局に適用せられたならば、之に對して國內婦人職業同盟會及び其他婦人團體は强硬に反對すべしとワシントンの同會本部に於て決議された。勞働大臣の婦人局に對する本年度の豫算額は一五〇、〇〇〇弗で、現在額の二倍である。同局の來年度になすべき新事業は、勞働大臣より委托せられた各州の調査、シカゴ及セント・ルイスに於ける製菓業者の給料及び時間についての研究、ニューヨーク、ステーツの旅館、料理店の婦人使用人の狀態調査等である。

婦人局長ミス、メリー・アンダーソンは、從並報酬制度の及ぼす、婦人及び其子孫の健康上の影響を研究する事の緊急を說いてゐる。現在經費七五、〇〇〇弗では斯樣な事業に要する設備の完全を期する事は不可能である。故に豫算增加を請願するのであると言つてゐる。

昨年度になされた事業には勞働婦人に關係ある法令表の作成、勞働婦人中被扶養者を持つ者の割合、カンサス、ミネソタ、ロードアイランド、マサチユーセッツ、ニウジエシーに於ける給料、時間、成績に關する調査等がある。同局は今黑人女工に關する調査をなしつゝある。つい此ほど、女子と小兒の工作的訓練の機會についての研究を完成した。最近「米國工業上女子の新らしき地位」と題する冊子をして發刊した報告は戰前と戰後の婦人職業の狀態を比較したものである。(ウーマン・シチイズン誌一月號より摘載)

矯風會大會を觀る

ふさ江

▼四月の五日から三日間、婦人矯風會の大會が靈南坂教會で開かれた。第二日は午後から第三日は朝から傍聽に出かけた。

▼正面壇上には議長席を中央にして本部役員席が設けられてゐる。壇下には記錄書記が二名席をとり、それに續いて各支部からの代議員が番號札の下にきちんと腰掛けてゐる。壁間には矯風會の會旗が數旒掲げられてゐる。

▼議長は昨年同樣小崎たき子夫人がしてゐられたが、仲々うまいもので、どん〳〵議事法通りに進んで行く。代議員も百名程だが皆眞劍さうである。かういふ所は外國から學んだのであらうが、それでなければ本當でない。恐らく此點は外の婦人團體に見られぬ所であらう。

▲私が行つてから見た最初の議事は、本部の組織變更の件についてであつた。矯風會も矢張財政困難に陷つて隨分困つたらしい二月には働いてゐる人達に俸給が拂はれなかつたとか。守屋氏や千本木氏の話には代議員一同も泣いたが、私も思はず涙が出た。私の方などは殊にもつと苦しんでゐるのだが、一體社會運動にはこれはつきものなのか知ら。

▼矯風會では今迄俸給をとつてゐる人が五人あつたので、その俸給を拂ふ爲めに苦しんでゐたやうなものだつたさうな。そこで此度はそれを整理して二人にしやうと云ふのである。これについて二階堂氏は「私は這入つた時にすぐさう思ひました。こんなではきつと今に行詰るに違ひない、事務の整理をすれば二人で充分に出來ます…」と云はれた。

▼全くさうに違ひあるまい。私は自分の會についても前からさう思つてゐるのだが、組織の方法によつて勤務の方法によつて事務の整理によつて、可成人と時間と勞力と經費が節約出來る。

▼次の議題は「如何にして萬國婦人參政權協會と聯絡すべきか」といふのであつた。いつか東京朝日で同會が日本に於ける婦人參政權の代表團體となり、久布白氏がリーダーになつたと見て、どういふのかと思つてゐたが、それがすつかり分つた。

▼此事については別に來月號あたりで詳しく書いてみやうと思ふから、こゝでは略すが、要はガ夫人が昨年婦人參政權大會を參觀して、一國で最初に申込んだ會が、先取權を得る事が分つたので、歸朝後外の團體が申込まぬ先にと、電報を打つたのださうだ。

▼その外の團體といふ所で私を名ざし、私の方の協會を名ざして說明してゐられたがそれを聞いて居る私は苦笑せざるを得なかつた。

▼三日目の午前は各支部の報告、豫算の議決があつた。

▼こちらの會でも近く總會で豫算を協議しなければならぬだらうから參考の爲め同會の大正十年度の豫算を揭げてみる。

▼支出の部

俸給（二人分）	一、八〇〇圓
會頭及通信書記交際費	一、六〇〇
常議員集會費（年二回）	二〇〇
印刷費	二五〇
通信費	一八〇
備品費	五〇
消耗品費	一五〇
交際費	五〇
交通費	六〇
臨時費	一二〇
婦人新報補助	三五〇
少年新報補助	一〇〇
大會費	三〇〇
本部會館維持費	八〇〇
萬國本部義務金	八〇
合計	六、二一〇

▼收入の部

義務金（四千人分）	二、四〇〇
萬國本部より補助	一〇〇〇
基本金ノ利子（一六〇〇〇圓あり）	三〇〇
指定寄附	三〇〇
臨時寄附	一〇九〇
合計	六、〇九〇

▼午後は役員の改選で、會頭副會頭等の選擧があつたが、多少面倒であつたらしい。指名委員會は棄權して直接選擧に、而も副選を行つた。議長指名や推薦でなくかう云ふ方法が會にとつて一番いゝかも知れない。



市街電車内の女性

石原修

都會に住む人々は誰でもかなり多く電車に乘るもので自分の如き俸給生活者たる者は日曜を除て他の六日は必ず電車に少なくとも毎日二回乘らねばならぬ運命を持つて居る、其の場合に車中で讀書をするも一方法だし頭腦を休ませべく淺眠に利用するのも一方法であるが、又電車內に起る色々な平凡の出來事を靜に觀ずるも仲々面白いものである。而してそれを社會的に自分獨りて批判して微笑して居るのも私にとつては一つの研究資料になる。其の中女性の行動に關するものを二三思ひ付いたまゝ此所に申し述べる。

足腰のしつかりしない老人と子供然も少なき子供は心身共に力弱く低能者なりとして電車內では坐席を讓るへく考へられ、それが公德となつて實行されつゝあるにそれに準ずるのは幼き子供を抱いてる人々男性も女性も此の低能者として坐席は讓らさせらるゝのである。是れは先づ誰でも異存はないと思つて居るが何時の時からかは知らないが、他の足腰のしつかりして居る廣き女性の何れも相當に屈强なりと思はれる女性の人々にもやはり坐席を讓る樣になつて、それがやはり公德とやらになつて一時プロパカンダされた樣に思はれる。而して斯る女性も坐席を讓られるは損はないと心得てか、又は異性の好意を受け入れないのは相濟ぬと思つてか女性は斯る權利は社會的に既存すべきものとしてか、斯る場合に大部分の女性は自分が低能兒扱ひにされてとも考へ得らるゝことに氣が付かないで平氣てたまには「ニコット」として男性の好意に報いたつもりか、又は占たと云ふ喜びの發現か、兎も角遠慮の念は餘り多くなく坐席を讓り受けて居る、此の場合に「ニコット」した事を坐席讓渡に對する報償と心得へて滿足する男性もあると思はれる。人類の開放運動の起りつゝある時代に此の公德やらが發達するのは見方により

ては妙味がある。女性が單獨て乘てる場合と友人逹と乘て居る場合と家族逹と一所に乘て居る場合とそれぞれ態度から行動が餘程違て居る樣に見受ける。又若い女性と中年の女性と老いたる女性との間にも餘程の差別を認め得る樣に見受けられる。

老いた而して中性にはかなり以前に立還へた人逹が獨りて電車に乘て來ると誰ても人間世界の功勞者としてか喜て席を讓るし、老女性も喜て夫を受入れる。中性に立還る年頃の前後約十數年の女性が單獨に乘て來ると多くは何處かに空席はないかと鵜の目鷹の目に探求されるし、又誰かは「吾が」女性に何故に座席を讓らざるや不思議なりとして彼方此方に眼を以て其意を宣傳される。夫て我慢が出來ないか又は初めから駄目と見ると人一人を収容出來ない狹い空席(?)に「御免」の一言を以て猛然と突進されるのて大抵の場合は其所の兩隣の中誰かが立ち上つて結末がつく、此場合に立ち上る人は男性とは限らなくして若い女性てあるとを横々見受けるのは心地良い感じがする。若い女性になると席を讓て與れないのを不思議に思はないて平氣の顏付きをして居る人々がかなり多いのを私は喜て居る。斯の樣な若い女性には男性が席を讓りたがる場合を見るが是れは人間自然の妙味かも知れないが、考へ方によりてはいささか赤面するのてある。一體男性より席を讓られるにはウント老いた女性か然らずんば若い女性てあることは事實て、中年の女性は此の一面だけ見れば損だとも云へる。容姿の美麗な女性は然らざる女性よりも多く讓られ有夫者たるの證明がある女性は常に多少の不利なるを見受けられるのは事實だが、此の點も亦男性の赤面する點てある。席を讓られる場合に於て有産階級のものは無産階級のものに比し多く特權を事實上有するが如きは極めて遺憾とする所てあるが、事實だから仕方がない。斯様な不平等たるべき電車内に於ても無産階級の女性は亦不利の狀況に居らねばならぬのは悲慘と云はねばならぬ。

友人逹や家族逹と一所に女性が乘車される時の女性の態度は見方によりては仲々面白い。友人逹と乘車される場合はやはり前の單獨の場合の綜合と見てもよいが此場合には男性間の其れよりも席の讓りやいが多い樣だし、其中の誰かゞ腰掛ると尙坐席がな

くして立て居る友人の爲めに口と手て盛に奔走されるのを見受ける。其の奔走が自分の友人達以外の乘客に迷惑が及ぶかどうかを考へない樣てある。斯る事は中年の女性に最も著しい樣に見受けらるゝ。

家族と一所に乘車した時が一番面白い、而して年頃から謂へば若い人々には此の面白い幕がどつちかと云へば割合に少ないのも事實てある、一面には貞(?)の美德(?)の表現とも見ることが出來るが他の一面には横暴振りとも見ることが出來る。要するに女性の奴隷性がかなり遺憾なく現れて居る樣てある。横暴振の一例を述べると一人の三十四五の相當の服裝をして居た母たるの女性が、十二三の娘と二三才の小娘を背負つた十七八の子守と三人て乘て來たのてある。電車は混雜て座席抔の空は全然ないのてある。子守を先頭に小娘次に母たるべき人が離ればなれに電車の中央部に進て來た、其所て或男性が混雜中の子守娘の困却を見て直に席を立つて讓つた所が數尺後方にあつた母たるべき人は一言「御待」と云つて御自身て腰を掛けて更に恥づる所がないし子守も不思議な顏をして居ない、それて隣人の若き女性は又直に立て子守に席を讓つたら母たるべき人は自分の娘の名を呼んて其の空席に娘を掛けさした、母も娘も子守も別に不思議の顏をしない然も子守は相當の包を手に持つてるるのを後に氣が付いた。斯樣な例はごく極端てあるけれど此の流を汲む實例は少ないとは申述兼ねるのてある。

女性が最愛の人たるべき男性と一所に乘て來る場合には大多數は貞淑と謙讓の所謂美はしき婦德(?)を發輝さるゝのて見る人の心の具合では誠に浦山敷く感ずる人々もあると思はれる。斯る女性に座席を讓ると女性は先づ最愛の人たるべき男性に坐席讓り受けの轉賣をさるゝのて女性は最愛の人たるべき男性の轉賣拒絕と同時に讓受の好意を受入れて差支へなしとの認諾を得て初めて腰掛るのてある。此時に横々最愛の人たるべき男性は又最愛の人たるべき女性の轉賣の好意を拒絕するは餘りの無情とても考へてか、平氣の平左て座席讓受の横取りして濟して居るし又女性も其れを當然のことゝ思つて居る樣に見受けられる。例外も少なくはないが此流を汲む人々も決して少なくはないと思つて居る。

近來は老人とか子供とか又は同樣なる狀態の人々が乘て來た場合には喜て座席を斯る人々に讓らるゝ若い女性が現れて來たことは見て居ても愉快のことてある。斯の女性は容姿から見れば職業婦人に多い樣てあるのも見逃す事の出來ないことてある。職業婦人に次ぐは何だか新しそーな人々てあつて、有產階級の令夫人らしき人々並に女學生には割合に少ない樣なのも見逃すことの出來ないことてある。

愛國婦人會と大正婦人會

望月百合子

愛國婦人會

今朝の新聞には愛國婦人會の第一部長の退職並に他の二三役員の馘首が報導せられてゐる。昨年來の內紛がやはり根を張つてゐるらしい。どうせ獨活(うど)の大木だから今更ら問題にする迄もないが新聞や雜誌て此の會のお提灯記事や非難の記事を見る度に思ひ浮ぶ二三のことがある。

愛國婦人會はその起原から云つても、その會員數から云つても、財產から云つても又勢力から云つても日本て最たるものてある。それにも拘らず私達は此の會が何をしたと云ふ噂すら聞かない。唯うるさい程聞かされてゐるのは曰く、託兒所、曰く敎養所曰く講習會、曰く慈善市、曰く總會、曰く內紛と數え上げればこんなものてある。未だあるかも知れないが擧げるにも足らぬものてある。

全國に二百萬の會員を有してゐる此の會が僅かばかりの託兒所や極く稀な講習會を催すことによつて一ぱし事業をしたとか社會奉仕をしたやうな顏をしてゐるが滑稽にすら思はれる。四十人や五十人を收容し得る託兒所を一ケ所や二ケ所東京又は各地方支部の所在地に置いたとして、それがどれだけの足しになるてあらう。貧兒は無數てある。五十人や百人ては盡さない。まさかに二百萬の婦人達がよつて託兒所の見本を拵へて樂しんてゐるのてもあるまい。

託兒所などはそも〳〵末てある。我國七千萬の人口の中には男女、老人、子供貧富と樣々な區別があ

るその中愛國婦人會は、中流以上の婦人の殆んど全部を網羅してゐる。しやうと思へば何でもでき得る此等の二百萬が一部に動くならば社會をも國家をも動かす事ができる。慘めな托兒所の一つや二つでなく子供や婦人のためによりよい社會、從つて男子にも、一般人類の爲よりよい社會をも造ることができる。彼等は力を持つてゐるけれ共それを知らないしさうしやうとする努力もない。唯徒らに愛國婦人會員と云ふ名や、空名の役員の席に滿足して末の末の問題にばかり一寸指を染めて事足れりとしてゐる。彼等にして眞に愛國婦人會の名を有意義ならしめる赤誠があるならば彼等の團結の力を利用して根本の婦人自身の向上問題に立ち歸り、國家社會に貢獻すべきである。現在彼等が爲しつゝある社會奉仕なるものは一人の會員の片手間にてもでき得る程度のものである。

大正婦人會

此れは極く新らしく生れた會ではあるが內外の上流婦人なるものが集つて組織したのである。これも社交が目的と云ふならば敢て一言する迄もないが會の主旨としては慈善事業、社會救濟と云ふ文字が可成り目障りになる程ある。顏觸れをみると所謂上流の婦人なるものが集められてゐる。翻つて慈善事業社會救濟案なるものを見ると僅かに麻布の貧民町に一ケ所の汚ならしい托兒所があるのみである。而も收容力は四十人に滿たぬと云ふ。まるで子供のまゝ事遊びの慈善のやうではあるまいか。私は此の會に結束して婦人のために起てと云ふ注文も願ひも持つてはゐない。それには餘りに小範圍のブルジョア婦人のみの集合だからである。併し慈善なり社會救濟なりに徹底することを要求してやまない。彼等が會合して歡談する際の一部分の費用を割けば優にあの汚ならしい托兒所の一ケ年の經營はでき得やうし、彼等の衣服の一枚は幾年の經營費に當るかもわかるまい。多く持てるものが乏しいものに與へ助けるのは餘りに當然である。それは慈善でも何でもない。

私は要求する。愛國婦人會にはその團結の力によつて婦人自らのために起つやうに。そして小さくて富める大正婦人會には虛名を捨てゝ眞實に歸り、その會の主旨するやうに。

海内婦人界

▲女教員の講習會と縣外視察　三月二十八日から四日間お茶の水女子高等師範學校と帝國教育會の兩所に於て日本全國小學校女教員の講習會が開かれた。集まるもの千七百餘名、最後の一日は「女教員としての務と主婦としての務を如何にして調和せしむるか」を議題として會議を開いた。主催は國民教育奬勵會である。尚同會は右の外一人に五十圓宛を支出して全國の女教員に縣外視察を行はしむべく、其人選を地方長官に委任したが、その總數二十二名。

▲製絲工女歸朝　本年二月六日より一週間米國紐育セントラルパレスで開かれた國際絹物展覽會へ、日本の代表工女として機業地から派遣された、五味みち氏(二二)田中ゆか氏(二〇)吉岡きよの氏(一九)中山すねい氏(二〇)の四氏は、四月二日横濱着の天洋丸で歸朝した。同氏等が派遣された目的は我國に於ける操糸作業の實地を外國に紹介する爲めであつたとか。

▲基督教婦人矯風會大會　四月五日より七日迄、靈南教會にて第二十九回大會が開かれた。全國九十餘の支部よりの代員約百名出席、役員の改選、規則の改正諸般の議事を行つた。新會頭には從前の副會頭であつた小崎千代子氏當選し、其後任は久布日落實氏が襲ふた。

尚五日夜は築地精養軒にて二十年以上同會の爲めに盡瘁せる大阪支部長林歌子氏外二十名に表彰狀を贈り、續いて矢島揖氏のため八十八歳の祝賀會を開いた。

▲日本大學と女學生　日本大學は正科生としての女子の入學を許可したる最初の學校なるが、本年の新學則に際しては法、政、理科等にも入學生を見た。更に今年より同校内に新設されたる藝術大學には九十五名の男子中十二名の女學生がある。

▲愛國婦人會のバザー　愛國婦人會は四月九日十日の兩日九段牛ケ淵の本部内で開き化粧品、食料品、吳服物等の販賣の外、手品、手踊、奏樂、劍舞等の餘興が催された總裁閑院宮妃殿下を初め名譽會員である各妃殿下も台臨されたと云ふ。

此の純益は朝鮮國境警備官憲及西伯利亞海外派遣軍の慰問に用ふる筈。

▲足尾銅山坑夫家族大會　足尾の罷業は、會社が主謀者三百餘名を馘首した事によつて一層時局を大ならしめた。馘首された坑夫の家族約五百名は十二日正午同地城嶋座に家族大會を開き、七八歳の女兒又は子を背負つた女等數名の婦人が演壇に立つて家族の窮狀を訴へ會社の非道を罵つた。散會後これ等の女房達は十名の實行委員を舉げ更に隊を組んで鑛業所に押し寄せ、其の當職を迫つたが、會社側は斷然拒絕した。

▲帝大の婦人聽講生　東京帝國大學文學部は現在十數名の女子聽講生があるが、本年の新學年に際しては八十九名の入學志願者があつた。それ等は十三日の教授會に於て資格審査が行はれ、其内四十四名許可された。男子聽講生の約二倍である。

▲早大の婦人聽講生　早大は今年初めて婦人の聽講生を置く事になつたが、文部省の認可が遲れた爲め自然手續も遲れ昨今每日願書が屆いてゐるが、一先十五日午後一時から資格試驗を行ひ、英文科三名、露文科一名、社會哲學科一名を許可した。授業は十八日から開始されるが、今月末日までは志願者の受付をなす由。

▲足尾坑夫の妻五名上京　足尾罷業に於ける坑夫の慘狀を社長たる古川氏の夫人に訴へる爲め、坑夫の妻五名が代表者として四月十七日上京した。十八日午前打揃ふて瀧野川の邸に訪問したが不在とて謝絕され丸の內の本社に行つて昆田理事長に面會、其情を訴へた。尚滯在演說會にものぞむ筈であつたが罷業解決の報に接し、十九日午後足尾に向つて引上げた。

▲府立第一第三の高等科設置　文部省との行違ひの爲め決定を見なかつた兩校の高等科設置は、此度愈々其の認可があつたので、

各四十名宛募集、英語、國語、數學の三科を試驗の上入學を許可する事になつた。募集締切は二十二日、授業開始は二十三日の由。

▲愛國婦人會の職業相談所　先に子供の健康相談所を設けた同會は、四月二十日から婦人職業相談所を開いた。主任は中川糸子女史時間は月水金の午前九時から午後四時迄、職につく迄宿のない者には宿所も便宜かし與へるさうである。

▲觀櫻御宴と婦人　本年の宮中觀櫻御宴は四月二十日新宿御苑内で催させられた。本年は婦人參列者の服裝を從來の洋裝に限らず、白襟紋付で差支なしと仰出されたので婦人の參列者千餘名に上り例年の數倍であつた。

▲婦人覺醒會組織　此度小石川白山御殿町に婦人覺醒會なるものが創立され、「活動の婦人」なる機關雜誌發行さるゝ由。活動の婦人發刊之趣旨書に記載さるゝ所によると同會は左の事業を行ふものなる由。

一、婦人參政權ノ獲得
二、男女同權ノ確立
三、婦人勞働者ノ教化
四、貧兒教育ノ國庫支辨
五、婦人體質ノ改造
六、官立女子大學ノ設立運動
七、民種差別撤廢ノ實現

右各事項中最モ緊要ト認メタルモノヨリ着手シ漸次其ノ全般ニ及ブ
本會ハ之レヲ會員組織トナス
本會ハ當分事務所ヲ市内小石川區白山御殿町一〇九番地ニ置ク
本會ハ毎年四回朝野ノ名士ヲ招聘シテ講演會ヲ催シ以ツテ嶄新思想ヲ鼓吹ス

海外婦人界

■諾威の選擧年齡の遞減案　選擧年齡に關する法案は、去年十一月二十三日議會に提出された。この案に關して議員中には二十一歳説を主張した者もあつたが、結局二十三歳の提出案は九十二票對三十一票の差にて通過した。二人の婦人代議士もこの案に贊成した。

■印度の婦人會議　舊臘十二月二十九日マドラスの元老院に於て、シルナーベサ・インガー夫人議長のもとに婦人會議開催され、男兒と同じく女兒もまた同時に同程度の義務教育を授くるの決議、婦人の爲めに醫學校の增設及び看護婦發成の爲めに病院增設の決議、自治團體に於ける選擧及び被選擧權の性的差別撤廢の決議及び全印度に亘つて嬰兒及び幼兒の保健に關する法案の組織化の必要等の各決議をした。

■加奈陀の婦人參政權運動　クエベック州に於て婦人參政權獲得の機會は殆ど今の所絕望の形であるやうに思はれる。同州は加奈陀中で保守黨の巢窟であつて、婦人選擧權、禁酒法案等の進步した制度に對して反對してゐるのはいふまでもない。しかし今多數の委員が、クエベック州に於ての女權擴張の爲めに同政府に請願せんと計畫中である。議員中英米種の議員はこの提案に贊成するもの甚だ少く、フランス種の大部分もこれに反對である。だからクエベック州の女權擴張案は、いま議會に於ては通過の見込みなしと豫想してゐる。

■佛國首相と婦人參政權　現首相ブリアン氏は、有力なる女權擴張論者である。一九一九年五月廿日、婦人參政權案通過以來、元老院は頑として此の問題を論ずる事を拒絕してゐた。ブリアン氏は頑冥なる元老院を說破するだらうと囑望せられてゐる。

■佛國の婦人運動　一月十二日佛國の有名なる女權論者マダム・ド・シュルンベルヂエマダムグランベル、マダム・ブランソア・スパイル等はジユスタン・ゴダル氏指揮のもとに、女權贊成の議員に婦人の利福を增進する爲めの法令を提出する事を依賴した依賴された議員等は、その要求に贊成し女權擁護及び女性の不均等なる取扱を受くる法律改廢する事に盡力する事を約した。

■スエーデン婦人官吏の俸給　倫敦タイムスの報道によれば、スエーデン議長は、婦人も大多數の官職につく事を得、(但し軍事外交及び關稅吏監獄吏の地位を除くほか)またその報酬は男子と同等たるべしと提議とした。

■諾威女子大學生の國際的聯盟　昨年十月

八日同國内の女子大學生大會が催され、一大聯盟を組織し更に女子大學生の國際的聯盟を作らんとの議を可決し、會長には、クリスティン・ボネヴィ博士が擧げられた。

■スペイン共和黨●●●●● 共和黨はマドリッドに開かれたる會議に於て、女權論者の要求する男女の權合均等中主として財産と私生兒に付いての權利の同等を期して、法律改正に着手せんと決議した。議員の或ものは、參政權と離婚自由の權利をこれに加へんとするものもあつた。これには反對者もあつたが結局、もしも女權論者の團體の多數が贊成した場合に之を加ふる事になつた。

■支那の婦人參政●●●●● 支那婦人は勿論未だ參政權を賦與されては居ないが、其の社會的潜勢力の甚大である事は周知の事實である是般廣東女子聯合會員が省議會に闖入した際に於ても女子隊が議場に侵入しても守衛は傍觀して、之を阻止せず僅かに一部の議員が之を遮つたに過ぎず、當時議長は議長席を下りて、電話を以て軍隊の救援を求めやうとしたさうであるが、電話室は早くも女子隊に依つて占領されて居たので、止むを得ず附近の電話を使用して、省長陳炯明に急を告げ軍隊の出動を請うたのであつたが、陳炯明は之を許可せず。一方女子隊は議長席を占領し或は議長彈劾演説を開始するなど暴行の極を盡して引揚げたさうである。この事から推察しても、所謂廣東女子聯合會なるものは、各學校教員女學生ばかりでなく、是等女學校の出身者並に外國留學出身の婦人を網羅してゐて、その上、上中流家庭の婦人である所から、其社會的勢力は決して侮り難いのである。而して、將來南北統一に依つて正式國會が完全された曉には、女子の議員を選出しやうとする意氣込をもつてゐる人士も少くないので、今後此の運動の展開如何は支那の社會上並に政治上極めて興味あることと一般に觀測されて居る。

■支那女學生に禁じた五ケ條●●●●●●●● 北京政府教育部では、今回婦人教育勃興に對し女學生取締として左の五ケ條の取締法を公布し各女學校長へ通達をした。

第一條 前髪を許可せざる事若し違反したる者には退學處分に處す。
第二條 纏足禁止。
第三條 自由結婚禁止。
第四條 男女共學の場合は女生徒の年齢を區り十四歳以上の女生徒を男子と同校内に於て教育せる事實發見の場合は校長を處罰すべきこと。
第五條 事故を存ぜざる退校は之を許可せざること。

■英國女子不能力法の撤廢●●●●●●●● 千九百十年の女子不能法の撤廢法律案は制定された。但し文官任用委員會は、海外駐在官職即ち領事及び外交官英本國で任命する殖民地及び保護領の本國政府直屬文官、この外、商務委員の各職務(通商事務官署記長を除く)のみは男子に限る旨を規定した。

□新刊紹介□

日本から日本へ(德富健次郎同愛氏) これが不如歸の作者と同じ人のものかとも思へない程立派な裝幀の本である。いつも乍ら著者の淡々とし躍如たる筆は讀者を引付けずにはおかない。著者の靈筆に觸して日本から支那に、支那から印度に、印度から埃及に遊ぶの感がある。編中の至る處に溢れてゐる理想家としての著者の感想にも、著者獨特の面影をみる事が出來る。エルサレムの聖地に世界の平和を說き、新世界の創立を說く著者の意氣込も面白いが、奥さんの前で煙草をのんだ英吉利人を馬鹿野郎と叱りつける著者の矛盾も面白い。處々に挾まれた夫人の筆も輕妙な點で、又氏に劣るものでない。只惜しむらくは著者の思想や、内的生活が餘りに樂天的で悲惨味を缺くことである。(む)

吾木香(三ケ島葭子氏) 女流歌人として令名ある三ケ島氏が十數年來の歌を集めたもので、如何にも女性らしい優しみの豐かに盛られた歌集である。處女時代から、妻となり、母となつた作者の生活が、巧みな一つ一つの歌を通じて一卷の中を靜かな流れのやうに讀者の胸に私語く。戀を歌ひ、夫を歌ひ、友情を歌ひ、子をうたうたナイヴな作者の内的生活が詩物語のやうに心に浮ぶ。影を歌つたものゝ中にも又、作者の落付のめる人間味から跳つてゐる。(む)

虐げられた草（創作）

中村葉子

一

父とおばやんとが頻りに止めるのを無理に私は母の許へ歸つた。少くとも一週間位泊る積りて出て行つたのであるが、衰へた父の姿や、荒れ果てた家の周圍から受ける寂しさ、いら立たしさが、どうしても私を家に落ちつかせなかつた。

母は如何にも驚いた様子を見せて私を玄關に迎へた。

「未だ二晩きりぢやないの………まあ、そんなに早く歸つてお父さんにわるい事はないかい？」

母は氣遣はしさうに私の顏を見た。

「大丈夫よ母さん。あのね、私がね昨夕（ゆふべ）、明日歸ると言ひましたらね、よからう、孤獨（ひとり）てゐる人があるんだから、とお父さんが被仰いましたのよ」

私は、汗ばんだ着物を着更へ乍ら甘えるやうに、ゆつくりと言つた。

「孤獨てゐる人があるんだから……まあそんな事ほんたうに被仰つたのかい？」

私の方に團扇で風を送り乍ら、心からの悦びを抑へる事が出來ないもの〻やうに急き込んで母は言つた。

「え、ほんたうよ母さん。お父さんは前より餘程優しい人になりましたわ」

「もと〱優しい心の人なんだから………」

夢みるやうな、少女のやうな瞳をあげて、母は遠い過去を振りかへつてゐる。

「母さん」

私はたまらなく胸迫る思ひがして母の肩をきつく掴んだ。

「まあ、どうしたの？」

かう言つて私を見上げた母の瞳は、なほ嬉しさうに明るく笑つてゐた。

「何でもないのよ。私はね、母さんと居るのが一番すき。だから早く歸つて來たのよ」

幼兒のやうに母の胸に縋りついて私は滲み出る涙を隱した。

その夜から私は復び、父と母との十年に餘る別居に對して《どうにかせねばならない》と言ふ重い心を抱くやうになつた。無爲に偷安に過した十年を痛い心で振りかへらずには居られないやうになつた。

「凡ては悲しく約束されてゐるのだ。人間の力ではどうしやうもないのだ」

かう言つて自らその自責の心に阿つてゐた春もある。秋もある。

「何故思ひ切つておばやんを出して仕舞はないか。何故多くの人に神の道に外れた生活を繰りかへさせる

か」

烈しくかう責めて來たあの基督者の大月さんに對しては、例へば私はこんな恥しい手紙を書いたのであつた。

「今の私にはどうしやうも無いのでございます。父の前に今とやかく陳べて其の心を惱ませたくございません。妾と言ふ名であのおばやんを稱ぶ事は慘酷のやうに思はれます。おばやんは、此の世に同情者を有たぬ父の唯一人の伴侶でございます。

子供等を教育さへして呉れゝばと、母は只今何の怨みがましい事を申しません。

どうにかなります。どうぞ幸少い私の家の爲今迄のやうに御加禱下さい」

大月さんは此後決して手紙を呉れなくなつた。

「はい。確に卒業したらどうにかします」

歸省の度に鹿爪らしく意見して呉れる白い髯の村長さんに對して、かうきつぱりと答へた夏もある。冬もある。

「千葉さんのお父さんは妾を有つて居るんですとさ」

かう言つて何時も私を仲間外れにしたあの女學校時代の高野さんの顏も思ひ出される。

「きつと私の力でおばやんを追ひ出してみせる」

唇を嚙み乍らかうした心で高野さんの顏を睨めて立つた幼い自分の姿も浮んで來る。

歴史の時間に、嫡子と庶子との說明の折、皆に顏を見かへられたあの恥しさも蘇つて來る。

年は徒に流れた。獨り世に立つやうになつてから三年目の秋風は立たうとしてゐるのに、父と母とを隔

せる淋は猶昔の儘に暗く濁つて横つて居る。私を頭に六人の子は、父と母との間を往き通ひ、むき〳〵に暗い性を抱いて伸びて行く。

私はわれにもあらず立ち上つた。心の重さはやりどころがない。

『え、どうにでもなれ』

吐き出すやうに言つてはつとした。

『呼んだかい』

いそ〳〵として母が勝手元から出て來た時私の心は復直ぐ低頭れねばならなかつた。

二

休暇ももう終へようとする頃、私は久しい前から望んでゐた筑波登山を思ひ企てた。愈々明朝六時の汽車で發たうと母と語り合ひ乍ら食事をして居た夕方、私は父からの一通の手紙を受けとつた。

〔一郎の歸宅後の樣子を見るに寒心すべき事のみ多く有之、大分都會の浮華の風に染みしやうに御座候。彼ノートの如きもの一冊も携帶し居らず、何やら怪しき小唄の如きものを誦みては子供等に敎へ居り候。彼つひに爲すなきものに候はゞ拙者も考ふるところ有之候。面談致したき事あり。この書面着次第歸宅然るべく候〕

玄關先に立つて讀み終へた私は、その手紙を母に見せる勇氣がなかつた。急いで卷き收め帶の間に挾んで仕舞つた。

「誰から？」
何時までも戻らない私を不思議がつて母は食卓を立つて來た。
「あの、常陸の大野さんから待つてゐると言ふ端書が來ましたの」
大野さんは、明日一緒に登山する筈になつてゐる私の未だ見ぬ友であつた。
母はその端書を讀み了へて『これだけ？』と私の顔を見た。
「え」私は何氣なささうに答へた。

母は何も知らない。娘の明日の旅は筑波とのみ思ひ込んで安らかに寢入つてゐる。
私はいつまでも眠れない。頭は益々重くなる。
あの野の家に歸つて行つて私は何を聞かされる事であらう。病んで愚痴になつた父は、病んで落魄の身を故鄕に橫へて居る父は私を捕へて何を語り聞かす積りであらう。
机の周圍に取り散らされてある旅の用意を見まもり乍ら鮮に故鄕の家を思ひ描いては、私は泣かうにも泣けなかつた。
南に山を負ひ北に那須野を控へた薄暗い大きな家、其處には十年の放浪流離に中風症を得て再び起つ事の出來なくなつた五十路を越した父が居る。その放浪の間、影の如く添うて來たおばやんが陰鬱な瞳を伏せて蹲つて居る。大きな體をもて餘したやうな一郎。父にもおばやんにも一寸も親しまうとしない次郎。妻に捨てられた馬鹿の勘兵衞翁――。更に暗い厨、煤けた桁や薙刀を昔乍らに欄間に飾る玄關の間――。

私は思ひ續けるのに堪へられなくなつた。急いて蚊帳の上の電氣を消した。そして、いつまでも〱暗の天井を見つめてゐた。

三

父の許に着いたのは日盛りの午(ひる)てあつた。

「お前どうかしてゐるね。大層顔色が惡い」

父は氣遣はしさうに私を迎へるなり言つた。

その瞬間、私の心は一寸亂らされたが。

「何でもないんです。昨夜晩くまで起きて居たものですから………」と何氣なく言ひ放つた。

父はやがて次郎に言ひつけてトマトを澤山採つて來させた。玻璃器に盛られた眞紅なトマトを見つめ乍ら、私は注意深く父の言葉を待つた。

「お前が好きだと思つて無暗に其處此處に作つたものだから隨分澤山出來て始末に困る位さ。野郎共は好かないし………」

「私澤山ひとりて頂いて歸りませう。まあいゝ色てすこと。頂かずに見て居た方が良うございますね」

と私は一つ手に取つた。そして四邊を見まはして「一郎は?」と低聲(こゑ)に訊ねた。

「あれか、あれはな、昨夜片岡の何とか言ふ友達の處に御祭よばれに行つたわい」

かう言ふ父の顔には、私が昨夜描いたやうな何の心配さうな樣子も見えなかつた。

『ちや行きちがひになつたのかもわかりませんね』私は少し不興氣に父の瞳を見乍ら『あの何か私に御相談でも……？』と言つた。

父はふと眩しさうに私を見かへして直ぐ瞳を外した。

『いや、別に相談と言ふ事もなかつたんだが此の間餘り飽氣なく別れたから……』

『…………』

『心配かけて濟まなかつたが…………。まあゆつくりして行くがいゝ。何も一郎の奴、代價も拂はないて時計を買つたなど云ふものだから、つい心配やら腹が立つやらでお前にあんな手紙を書いたやうな譯さ。……だが俺達の書生の頃と異つて隨分今はかゝるさうだなあ。三十圓位少い方なんだらう』

『え、下宿料だけでも其れ位要るのでせう』

『さうだらうとも。俺もあれがどうにかなると言ふ見込がつかなければ、何をする張合も無いからなあ。あれさへ見込がつけば俺あ未だ十年は生きられると思ふんだ』

父は一寸言葉を切つて立ち上つた。そして前の畑に植ゑ並べてある桐を指し乍ら言つた。

『十年經てば、今年植ゑたあんなのでさへ二千圓にならう。それで田の少しも買ひ戻してやつたら發家への義理も立つ。安心して往生も出來る。今死んぢや全く犬死だからな。千葉東吉と言ふ名は全く天下の遊蕩兒として殘される丈けだ。考へればつまらん一生さ』

笑ひを帶びて居てもその聲は滅入りさうに冷かつた。

『一郎の奴意志が弱くていけない。俺の若い時の爪の垢でも飲ましてやりたい位だ。あれはとても物にな

れんだらうとは思ふが、まあ〳〵千葉の先祖代々の職業だけは嗣いで呉れるだらう。田舎の醫者ならあれでも間に合ふだらう』

父はやめようとしなかつた。

『次郎だつてどうなるかわからん。全く俺あお前が男であつて呉れたらといつも思ふよ。お前この頃弱くなつたんぢやあるまいね』

『いゝえ〳〵疲れてゐるからこんな顏色なんですの。別にどこも惡いことありません』

『そんならいゝが、餘り元氣がないから……』

父はかう言ふなり起ち上つて袒を脱ぎ。

『若くなつたなあ』と兩手を高くさしのべた。その腕背には灸のあとが數へられない程澤山あつた。中風症にいゝと數へられるまゝにする、それは痛ましい父の心のあとである。

四

その翌朝私は次郎と一緒に那須の舊城趾を訪ねて午少し前に歸つて來た。おばやんはトマトを清水に浸けて二人を待つて居た。父は診察室で晝寢の夢に落ちてゐた。

『靜ちやんのやうに肥りたいね』

トマトの皮をむいてゐる私に、おばやんはしみ〳〵言つた。瘦せた腕をさすり乍ら。

『でも、おばやんのやうに瘠せて居たら暑くなくていゝでせうね』

「矢張り暑いから駄目よ。此頃は毎日こんな風をしてゐるんですの」

黒の羽織の破れたので上半身を纏うてゐるおばやんの姿は旅藝人そのまゝであつた。

『母ちやんも嘸やせなすつたでせう。御丈夫てゐなさる？』

「え、母の丈夫つたらありませんのよ。一寸も休みなしにそそくさと働いてゐますわ」

『さう。羨しいこと』

しみ〴〵言つたかと思ふと、おばやんは長い煙管て煙草を吸ひ初めた。次郎はそれを見るや、ちいと舌打ちして奥の方へ行つて仕舞つた。

「次郎ちやんはきかなくてどうしても私の手にをへませんよ。私は矢張り一郎さんと靜ちやんとばかりが賴りてす」

荒々しく畳を蹴つて行く次郎の後姿を見送り乍ら、おばやんは寂しさうにかう言つた。そして、ポンと煙管の火を緣に叩き落した。

私はぢつとその横顔に見入つた。

美しい黒髪を無雜作に束ねて、櫛さへもつけてゐない。額も頰も青く衰へてゐる。これがあの、たはれ男の憧憬の中心となつた十年前の藝妓みどりの姿か。何と言ふ變りやうであらう。衰へやうであらう。やがて厨に起つたその後影を私は涙なしには見送れなかつた。

父が十勝の野にさすらつてゐた時、おばやんの所有物が幾度か私の學資に代へられた。

只それだけを思ひかへしても私は、おばやんに對して或るなつかしみを感ぜずには居られない。現在の

おばやんの姿を私は只憐憫と同情との眼をもつて見る。

かうした私が、おばやんを疎ずる母方の親戚のものや母やに對して、何時も或る氣まづさを感ぜずに居れない事は悲しい事實である。

（いつそおばやんが世の常の妾（めかけ）のやうな非人格的な侮辱すべき人であつて呉れたら………）

母の歎きを聞く度に、父への意見を人から強ひられる度に、私は幾度かう思つて來たらう。子供の六人もある人の夫を我がものとして其の妻を別居させてゐる女、それは誰にも毒婦とも惡魔とも見えよう、聞えよう。然し私にはなつかしいおばやんだ。この心を誰の前にも僞ることは出來ない。

「靜ちやん、お父さんを呼んで來て頂戴。御一緒に御飯にしませう。次郎ちやんも」

おばやんの聲に私の默想は破られた。

やがて四人は夕食の膳に着いた。

次郎は初めから終りまで默つて居た。

「お前もおばやんに少し料理でも習つて居た方がいゝぞ。料理の出來んやうな女はさつぱり役に立たん、あの阿母（おふくろ）のやうに………」

食事半に父は笑談らしく私にかう言つた。

私はむつとした。誰でもおばやんを讃めてそして母を侮る時、假令それが本當の事であらうとも、私はいつも、人のいゝ母を護る爲に、その人に對つて恐しい挑戰の態度をとるのが普通であつた。私はつひにおばやんが折角私の爲に作つて呉れた御馳走に、それから一箸も觸れようとしなかつた。そして

『御料理などお習ふよりも、もつと〲しらなければならないものが澤山ありますわ』

と涙聲になつて冷かに言ひ放つた。

父はこのきかん氣の娘に、氣の毒な程うろたへた瞳を向けた。――完――

（一九二一・四・一三）

新婦人協會々報

貴族院に於ける治警改正法律案の委員會及本會議議事速記

●●●●●●第一回特別委員會●●●●●●

三月十三日午後一時三十八分開會

○委員長(伯爵小川久任君) ソレデハ是ヨリ開會イタシマス此案ハ御承知ノ通リ衆議院案デアリマス政府委員ノ方ニ衆議院ノ御說明同樣御說明ヲ願ヒマス。

○政府委員(川村竹治君) 此改正案ハ衆議院ノ提出デアリマシテ、政府ハ是ニ同意シタモノデアル現行治安警察法ハ明治三十三年ノ制定ニ係リマシタガ其政府ノ提出シタル所ノ案ニ於テハ、其當時ニ於テ、政府ハ提出シタ所ノ案ニ於テハ、此改正案ノ如ク女子ノ政談集會ニ干與スルコト、會同スルコト、又其發企人タルコトハ是ヲ認メテ居ッタノデアリマス其理由トスル所ハ婦人ノ能力ハ、必ズシモ男子ニ劣ラナイ者モアル決シテ未成年者ト之ヲ同一視スベキモノデナイ殊ニ又外國人ガ內地ニ雜居スルヤウニナッタノデアリマスカラ、夫ガ政談集會ニ會同スルナラバ、其夫人モ同伴スルト云フノガ外國ノ例デモアルカラ、ト云フヤウナ理由ノ下ニ、女子ノ政談集會ニ會同スルコト、竝ニ是ガ發企人タルコトヲ認メタル所ノ案ヲ提出シタノデアリマス而シテ衆議院ハ之ヲ可決イタシマシタ。但シ政府ハ之ニ對シテハ反對意思ヲ表明シ、貴族院ニ於テハ委員會ニ於テハ否決セラレタノデアリマス。其後屢々女子ノ政談集會ニ會同竝ニ是ガ發起人タルコトヲ得ルコトニ付テ請願ガ出マシテ、衆議院ハ多クハ之ヲ採擇シタノミナラズ、其採擇ニ基イテ衆議院ガ是ガ改正案ヲ提出シタコトガアルノデアリマス其改正案ハ今日ノ改正案ト同樣ナ改正案デアッテ矢張リ是ハ衆議院ヲ通過シタノデアリマス、ケレドモ矢張リ貴族院ニ於テ是ガ否決ニナリマシタ、委員會ニ於テ否決ニナリマシタ斯ウ云フ歷史ヲ有ッテ居ルノデアリマス、此間政府ハ常ニ之ニ對シテハ反對ノ意見ヲ表明シテ居ッタ、何トナラバ日本ニ於ケル女子ノ地位ト云フモノハ專ラ家庭ノ人デアッテ外部ニ出テ或ハ政談ノ集會ニ會同スルトカ、政治的運動ヲスルトカ云フコトハ婦人ノ職務トシテ適當デナイ、ト云フヤウナ理由ヲ以テマシテ贊成シナカッタノデアリマス、然レドモ今日ニ於テハ既ニ此法律制定當時カラ見テ、二十年ノ歲月ヲ經過シテ居リマス一般婦人ノ教育ト云フモノモ普及シ、且進歩シテ居リマス、今日ニ於テハ中等教育、進ンデ高等教育マデモ受ケルヤウナコトニナッテ、既ニ一二ノ大學ニ於テハ女子ノ入學ヲ許可シテ居ルヤウナ次第デアリマス、又社會上ノ地位ニ於キマシテ、諸種ノ團體其他色々ノ會同モ出來マシテ、社會上ニ於ケル婦人ノ活動ト云フモノガ著ルシク多クナッテ居ル、又其當時ニ於キマシテハ、婦人ハ官廳其他公署ノ事務員、官吏ト云フヤウナ者ハ全クナカッタノデゴザイマスガ、今日ニ於テ既ニ判任官モ出來、又高等官モ出來ルト云フヤウナコトニナリ、婦人ノ社會上ニ於ケル地位ト云フモノハ餘程高マッテ來テ居ルヤウニ思フノデアリマスノミナラズ、現ニ議院ニ於キマシテハ女子ノ傍聽ヲ許シテ居リマス、又新聞等ニ於テハ每日ノヤウニ此政治ノ記事ヲ見ルノデアリマス近來ハ婦人ノ雜誌ニ政治的記事ガ非常ニ多クナリマシタ、彼等ノ政治的知能ヲ啓發シテ居ルコトハ甚ダ大ナルモノガアラウト思

ヒマス、斯ノ如キ狀態ニアリマスルガ故ニ今日ハ最早政談集會ニ會同シ又ハ是ガ發企人タルコトヲ認ムルト云フコトハ時代ニ適應シタル所ノ改正案デハナイカト思フノデアリマス、故ニ政府ハ之ニ對シテ同意ヲ表シタ譯デアリマス、尤モ此度衆議院ニ提出セラレマシタ所ノ治安警察法改正ニ付テハ此點ノミナラズ更ニ女子ガ政治結社ニ加入スルコトヲモ認メヤウト云フ改正案デアツタノデアリマス、併ナガラ之ニ付テハ衆議院ノ委員會ニ於キマシテモ大分反對論ガアツテ政府ニ於キマシテモ是ハ尚早ト認メマシテ此部分ニ對シマシテハ反對イタシマシタ、併ナガラ女子ノ政談集會ニ會同シ、又發企人タルコトニ付キマシテハ最早ヤ之ヲ認ムルモ差支ヘナイ程度ニ達シタルモノト認ムルノデアリマス、斯ウ云フ意見ヲ以チマシテ此案ニ贊成ヲ表シタノデアリマス

○三宅秀君　唯今ノハ此五條ノ二項ノ「女子及」ヲ削ルト云フコトダケノヤウデアリマス、其次ノ綱則ノ方ノコトハ、ドウ云フノデゴザイマスカ、一向私ニハ分リマセヌシ、ソレカラ彼ノ勞働問題ト密接ナ關係ガアリサウニ思ハレルガ、其邊ノコトハドウナツテ居リマスカ

（中略）

○川上親晴君　チヨット政府委員ニ御尋ネシマスガ、今ノ御說明ニ依リマスルト五條ノ第二項中ニアリマスル「女子及」ト云フ是ダケノ削除ニ御同意ニナツタ譯デナク、尙ホ發起人タルコトヲモ御同意ニナツタ譯デセウカ、チヨット其邊ヲ伺ヒマス

○政府委員(川村竹治君)　其通リデゴザイマス

○木場貞長君　今伺ツタコトノ中ニ少シタ承リ違ヘタカト思ヒマスルケレドモ念ノ爲ニモウ一遍伺ヒマスガ、政府カラ一通リ此改正案ガ出サレタコトガアツテ、衆議院ハ通過シタケレドモ貴族院デ通過シナカツタ其際政府ハ反對シタ、是ハ出サレテ反對シタト云フコトニ聞イタノハ聽違ヒカモ知レマセヌガ、サウ聞イタノデゴザイマス、ソレカラシテ又衆議院カラ其後モ此改正案ガ貴族院ニ廻ツテ參リマシタ時ニ委員會デ決議ニナツタト云フ御說明デアリマシタガ其時ノ問題ハ矢張是ダケノ二回共ニ女子ガ政談集會ニ會同シ又發起人タルト云フダケニアツタノデアリマスカ、或ハ此外ノ點ガ一緖ニ含マツテ居ツタノデアリマスカ、モウ一ハ委員會デ否決シタト云フコトヲ二回トモ强ク仰ツシヤツタヤウニ思ヒマスガ、本會ニカカラズニ委員會ノ決議デ消滅シタ譯デゴザイマスカ、其點ヲ一ツ……

○政府委員(川村竹治君)　私ノ申シタノハ或ハ違ツテ居ツタカモ知レマセヌガ、此初メ三十三年ニ治安警察法案ヲ出シタ時ニハ政府ガ之ヲ認メル案デ出シタ……此點ダケデアリマス、ソレカラ其次ニ請願ガアリマシテ衆議院ヘ更ニ改正案ヲ提出シタ時ニハ矢張リ衆議院ハ通ツタケレドモ、貴族院委員會デ否決サレタ、ソレカラ或場合ニハ貴族院ノ委員會デハ可決サレテ……此點ハ少シ行ヒ違イマシタケレドモ、或場合ニハ貴族院ノ委員會デ可決セラレテ、サウシテ本會議デ否決ニナツタ場合モアリマス、サウシテ其都度矢張リ此部分ダケデ他ノ部分ニ亙ツテ居リマセヌ

○木場貞長君　此度ノ衆議院ノ討議ノ際ニ結社ニ加入スルト云フ關係ノコトト、ソレカラ治安警察法ノ十七條ニ關シテハ何等ノ意見モ出ナカツタノデゴザイマスカ、又此等ノ點ニ付テ政府デハ御考慮ニナツテ贊成ナリ反對ナリ御考慮ニナツタノデゴザイマスカ、其コトヲチヨツト……

○政府委員(川村竹治君)　先刻申シタ如クニ今度ノ改正案ノ內容ハ只今問題トナツテ居リマス所ノ卽チ政談集會ニ會同シ並ニ是ガ發起人タルコト、其他ニ尙ホ結社ニ加入スルト云フコトヲ認メヤウト云フ改正案モアリマシタ、又治安警察法第十七條全部ヲ削ラウトセズニ十七條ノ或部分ヲ削ラウト云フ改正案モ出テ居リマス、此中デ婦人ノ政治結社ニ加入スルト云フコトヲ認メルト云フコトニ付キマシテハ政府ハ今日ノ我國ノ現狀並ニ婦人ノ狀態ニ深ク顧ミテソレガマダ早イト云フコトデ反對イタシマシタ

（以下中略）

○木場貞長君　女子ガ結社ニ加入スルト云フコトハ早イ、政談集會ニ會同シ發起人トナルコトハモウ時期ガ熟シタ、此早イ熟シタト云フ點ニ付テモウ少シ將來ノニトヲ……
……
○政府委員(川村竹治君)　今日女子ガ政談集會ニ會同スルコト、並ニ發起人トナルコトハ最早宜カラウト思ヒマスルガ、更ニ一歩ヲ進メテ女子ガ政治結社ニ加入シ、恆久的ニ繼續的ニ政治ニ携ハルト云フコトハ今日ノ我國ノ女子ノ教育ノ程度並ニ社會ノ狀態ニ照シテマダ早イト斯ウ思フノデアリマス、尤モ是ハ程度ノ論デアリマスルカラ、何故ニ早イカト申シマスレバ、之ヲ說明スルコト甚ダ困難ナヤウニモ思ヒマスガ、併シ大體カラ申シマシテ、此政談集會ニ會同スルト云フヤウナ如キコトハ、是ハ一時的ノ事柄デアル、或ル場合ニ政談集會ニ會同スル、即チ政談演說ヲ聽クトカ、或ル會同ヲ催ストカ、一時的ノ事柄デアル、然レドモ結社ニ加入スルト云フコトニナリマスレバ、其一身ヲ政治ニ委ネルト云フコトノ結果ニナラウト思ヒマス、例ヘバ女子ガ或ハ憲政會ノ黨員ニナルトカ、或ハ政友會ノ黨員ニナル、サウシテ黨務ニ鞅掌スルト云フヤウナコトニナリマスレバ、ドウシテモ一身ヲ其方ニ向ケナケレバナラヌト云フコトノ結果ニナルダラウト思ヒマス、是ハ今日我國ノ婦人ハ家庭ノ人トシテ、專ラ家庭ノ事務ニ從事シテ居ル際デモアル狀態デアリマスルカラ、今俄ニ政治結社ニ加入スルコトヲ許スト云フコトハ我國ノ現狀カラマダ早カラウ、斯ウ考ヘタノデアリマス

○木場貞長君　今日マデノ現狀、殊ニ近年女子ガ彼等ノ所謂自覺シタト云フヤウナコトヲ言フヤウニナツテカラデス、ナツテカラ、此法律ニ背イテ政談集會ニ會同シタトカ、或ハ結社ニ加入シタトカ云フヤウナ廉デ、即チ二十二條ニ依ツテ處罰セラレタ者ガアリマスカ、アリマスナラバ凡ソドノ位アルカ、又處罰セラレズニ警察處分等ヲ受ケタモノガ其外アルノデアリマスカ、ソレハドノ位デアリマス

○政府委員(川村竹治君)　女子ガ法令ノ規定ニ背イテ、或ハ政談集會ニ會同スルトカ結社ニ加入スルト云フヤウナコトデ罰セラレタ例ハアリマセヌ、併ナガラ或ハ警察ノ方ノ手心デ說諭ヲ加ヘルコトハ無イトモ限リマセヌ、現ニ新婦人協會ト云フヤウナモノガ出來テ居リマシテ、是ハ大體カラ言ヘバ結治結社デナイノデアル、ケレドモ多少政治ニ關シタヤウナ運動モシタヤウナコトガアルノデアリマス、是等ニ對シテハ相當注意ヲ加ヘタコトガアリマス、其位ノ程度デアリマシテ、今日法令ノ違反者ヲ處罰シタト云フコトハ今ノ所無イノデアリマス

（中略）

○川上親晴君　何ホ念ノ爲ニ、此女子ノ政談集會ニ會同スルコトニ付テ御同意ニナツタト云フコトノ……或ハ此議會ノ傍聽ヲナシ、或ニ新聞等ニ依ツテ日々政治上ノコトヲ女子ト雖モ能ク知ツテ居ルト云フヤウナコトガ、御同意ニナツタ所ノ政府ノ根本ニナル譯デセウガ、今日ノ時勢ト云フ御話モアリマシタガ、其中ノ御同意ニナツタ主タル原因ハドウ云フ所ニアルノデアリマセウカ。モウ一遍念ノ爲ニ御伺ヒシタイ

○政府委員(川村竹治君)　政府ノ同意イタシマシタ主ナル所ハ今日ノ此時勢ノ進步ニ伴フテ女子ノ政治的知識ヲ得セシムルト云フコトハ適當デアルト云フコトガ根本ノ理由デアリマス

○木場貞長君　調ブレバ吾々自身ノ手ニモ調ベラレルコトデアリマスガ、當局ノ方ハ御便宜ト思ヒマスカラ伺ヒマスガ、此法案ハ衆議院ニ現ハレテソレカラ又貴族院ニ現ハレタ其年度、經過、何年ニ現ハレタカト云フアラマシノコトヲ茲ノ席デナクテモ宜シウゴザイマスガ御示シヲ願ヒマス

○政府委員(川村・治君)　此女子ノ結社及政談集會ニ關スル制限ニ付キ議會ノ經過及槪況ト云フ表ガアリマスカラソレヲ御廻ハシマス

○委員長(伯爵中川久任君)　外ニ御尋モアリマセヌカ

〔「アリマセヌ」ト呼ブ者アリ〕

○委員長(伯爵中川久任君)　ソレデハ今日ハ御缺席ノ方モ段々御居デニナリマスルヤ

ウヂアリマスカラ今日ハ是デ閉會イタシマス

出席者左ノ如シ

委員長　伯爵中川久任君
副委員長　川上親晴君
委員　木場貞長君
　三宅秀君
　横山章君

政府委員
内務省警保局長　川村竹治君

●●●●●●●●

第二回特別委員會

(三月二十四日午後一時ヨリ)

流會

●●●●●●●●

第三回特別委員會

(三月二十五日午後一時三十分開會)

速記録ナシ（此日可決ニナッタ。）

●●●●●●●●●

本會議第一讀會の續き

(三月二十六日午後六時頃上程)

〇議長(公爵徳川家達君)　日程第二十八、治安警察法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告

治安警察法中改正法律案

右可決スベキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月二十五日

右特別委員長　伯爵　中川久任

貴族院議長公爵徳川家達殿

(伯爵中川久任君演壇ニ登ル)

〇伯爵中川久任君　時間モ切迫イタシテ居リマスカラ、簡單ニ御報告申上ゲマス、此法案ノ提出ノ理由、竝ビニ内容ハ屢々衆議院ヨリ當院ニ送付ニナッタモノト殆ド同様デアリマスカラ、内容及ビ其理由ハ省略イタシマス、委員會ニ於キマシテハ、衆議院ノ提出案デゴザイマスケレドモ

(副議長侯爵黒田長成君議長席ニ着ク)

便宜上政府委員ノ出席ヲ願ヒマシテ、政府ノ此案ニ對スル意嚮ヲ質シマシテ尚ホ色々社會方面竝ニ教育方面其他倫理方面、種々ノ方面ヨリ御質問ガ澤山ゴザイマシタ、採決ノ結果――此案ニ反對サレタ御方モゴザイマス其御方ニモ贊成者モアリ、又此案ヲ可トスル御演説モアリマシタ、ソレニモ贊成者ガゴザイマシタ、詰リ採決ノ結果此案ヲ可トスル方ノ方ガ、過半數ヲ以テ可決ニナッタ次第デゴザイマス、此段御報告申上ゲマス

〇副議長(侯爵黒田長成君)　是ヨリ通告ニ依リマシテ、清水男爵ニ御發言ヲ許シマス

〇男爵清水資治君　私ハ此案ニ反對ヲ致シマス趣意ヲ申述ベマス、古來我國ハ……

〇副議長(侯爵黒田長成君)　成ルベク御高聲ニ願ヒマス

〇男爵清水資治君　我國ノ婦人ハ（聽取シ難シ）モノデゴザイマス、併シ段々ト新時代ニナリマシテ、此ノ（聽取シ難シ）アリハシナイカト云フ嫌ガアルノデ、治安警察法ノ改正トナッタノデ、是ハ誠ニ親切ノ（聽取シ難シ）例ヘバ是ハ飛乘リ飛下リハ危ナウゴザイマスト云フヤウナ、ソレ以上ノ親切デ、兎ニ角（聽取シ難シ）何カ壓迫スルヤウナ氣分ノアリマスルノハ、甚ダ宜シクナイト考ヘルノデアリマス

(議長公爵徳川家達君議長席ニ復ス)

殊ニ近來、色々ナ國民思想ガ流行イタシマスノデ、此際ニ之ヲ解クト云フコトハ、婦人方ノ爲ニモ宜シクアルマイ、詰リ時機ヲ得タモノデアルマイ、斯ウ考ヘルノデゴザイマス、之ヲ或ハ此際何シマスルト云フト、色々ナ渦中ニ投ゼラレテ、或ハ又（聽取シ難シ）ト思ヒマスノデ、誠多ナコトヲ致シマスト云フト、例ヘバ白粉ヲ塗ル人ガ、間違ヘテ爐ノ灰ヲ塗ッタリ、ソレナラバマダ宜シウゴザイマスガ、或ハ鍋墨ヲ塗ラレルヤウナコトニナリハシナイカト云フ心配モ懷イテ居ル、ソレデ（聽取シ難シ）念ノ爲ニ反對ノ理由ヲ申上ゲテ置キマス

〇鎌田榮吉君　外ニ質問ガアリマセヌケレバ本員ガ……

〇議長(公爵徳川家達君)　他ニ通告ガゴザイマス

〇鎌田榮吉君　ソレデハ當席ヨリ簡單ニ述

ベマス、此治安警察法第五條、是ノ改正ニ付テハ、年來衆議院ヲ通過シテ、本院ニ參ツテ否決ニナツテ居リマス、唯今清水男爵ヨリ反對ノ御演說ガアリマシタカラ、私ハ簡單ニ贊成ヲ致シマス理由ヲ述ベタイト考ヘマス、清水男爵ノ御心配ハ洵ニ御尤モナコトデゴザイマス、成ホド個人々々ニ付テ考ヘマシタナラバ、或ハ婦人ガ政談演說ヲ致ストカ、或ハ政治運動ヲスルトカ云フヤウナコトヲ段々極端ニ考ヘマスト云フト、成ホドサウ云フ感ジモ起リマセウガ、併ナガラ是ハサウ云フ個々ノ場合ヲ考ヘテ決メル譯ニハ行カヌ、全體ノ國家ヲ組織スル所ノ國民ノ半數、國民ノ半數タル所ノ婦人ニ向ツテ政談演說ヲ禁ジテ置クト云フコトハ毫モ理由ガナイ、現ニ此貴衆兩院ニ於テモ婦人ハ傍聽ヲ許サレテ居ルノデアリマス、而カモ其傍聽人ハ段々增加スル傾向ガアル兩院ニ於ケル政談ヲ聞クコトノ出來ル婦人ガ、他ノ場所ニ於テ政談ヲ聞キ若クハ其政談集合ノ發起人トナルコトヲ禁ジラル、ト云フコトハ、是ハ如何ニモ不合理ナコトデアル、到底今日ノ時勢ニ此法ヲ持續スルト云フコトハ不可能デアル、此政治ナルモノハ要スルニ國民ノ安危休戚ニ關スル所ノ最モ厚イモノデアル、苟モ此國民ノ半數タル婦人ニ限ツテ、何時迄モ政治ニ干與スルコトガ出來ナイト云フコトハ、是ハ到底今日ノ時勢ノ許サナイ所デアル、又此立國上カラ申シマシテモ、今ノ世ノ中ニ日本ニ限ツテ而モ五大國ノ一タル日本ニ限ツテ、婦人ハ政談ヲスルコトヲ禁ゼラレ、或ハ政談ヲ聽クコトヲ禁ジラレテ居ルト云フコトハ、如何ニモ立國上又國ノ體面上到底忍ブコトノ出來ナイ事柄デアリマスカラシテ、是ハ年來ノ婦人ノミナラズ國民全體ノ希望デアリマシテ、現ニ衆議院ニ於テハ年々之ヲ通過シテ居リマスルノデアリマスルガ、最早本院ニ於キマシテハ、本院ハ十分愼重ナル態度ヲ以テ、バス、輕卒ニ陷ツテハイカヌ、今清水男爵ノ御心配ノ廉モゴザイマスカラ是マデ自重シテ參リマシタノデリアマス今日ノ世界ノ大勢、又國內ニ於キマシテモ婦人ノ教育ハ段々進步イタシマシテ、社會組織モ完備シテ參ツタ今日デアリマス、又思想モ段々進步シテ來テ居リマス、之ヲ壓迫スルト云フコトハ所謂思想ヲ惡化セシメ益々此混亂ヲ來ス所ノ因ニナラウカト考ヘマス、私ハ其理由ヲ以テ贊成ヲ致シマス

○阪本釤之助君　一應簡單ニ申上ゲマスガ此席カラ……此案ニ政府ハ反對デアリマスルカ、贊成デアリマスカ、若シ反對デアリマスルナラバ、反對ノ明確ナル理由ヲ御述ベヲ願ヒタイノデアリマス、私共參考ニ聽キタイト思ヒマス、贊成ナラバ――若シ御反對ナラバ反對セラル、理由ヲ極ク明カニ御述ベヲ願ヒマス

（政府委員小橋一太君演壇ニ登ル）

○政府委員（小橋一太君）　政府ハ此案ニ贊成イタシマス

○男爵藤村義朗君

（此項前頁に掲出）

○議長（公爵德川家達君）　本案ニ對スル發言者ハ最早無イト存ジマスルカラ、討論ハ終結セラレタモノト認メマス、採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クト云フ說ニ、同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

（起立者　少數）

○議長（公爵德川家達君）　少數ト認メマス

本案ハ否決セラレマシタ

衆議院に於ける選擧法改正及治警改正の請願速記

●●●●●●●選擧法改正の請願

（二月二十八日午後一時半開會）

○主査（吉良元夫君）　ソレデハ請願委員第二分科會ヲ開キマス、日程第一、衆議院議員選擧法中改正ノ件ヲ議題ニ供シマス、是ハ紹介議員高見君ガ御出デデアリマセヌ

○中島守利君　此請願ハ女子ニ衆議院議員

ノ選擧權ヲ與ヘヤウト云フコトデアリマス此間題ハ普選問題若クハ其他ニ於テモ大分論議セラレテ居リマス問題デ、今安デ研究スル必要ハナイト思ヒマス、不採擇ニ決セラレンコトヲ希望シマス

○主査（吉良元夫君）　ドウデゴザイマセウカ、是ハ高見君ガ紹介議員デアリマスガ、今見エテ居リマセヌノデ、後刻ニ延ベテ置キタイト思ヒマス、サウシマセヌトドウモ不服ガアルト我々困リマスカラ

（「贊成」ト呼ブ者アリ）

○主査（吉良元夫君）　而シテマダ第一ガ殘ッテ居リマス

（「不採擇ヲ希望シマス」ト呼フ者アリ）

○主査（吉良元夫君）　是ハ女子參政權ノ問題デアリマシテ、成程少シ早過ギルカモ知レヌト想ヒマスノデ延期スル必要ハ無イカモ知レマセヌ、是ハ不採擇ト云フ說ト延期ト云フ說ガアリマス

（「不採擇ノ方ニ贊成致シマス」ト呼フ者アリ）

○主査（吉良元夫君）　然ラバ是ハ不採擇ノ方ニ御說ガ多イト思ヒマスカラ、不採擇ニ決シテ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○主査（吉良元夫君）　然ラバ不採擇ニ決シマス

●●●●●●●●

治警五條改正の請願

（二月十四日午後一時開會）

○主査（吉良元夫君）　他ニ御說モナイヤウデアリマスカラ、參考送付ニスルコトニ決定シマス、――日程第二十治安警察法第五條中改正ノ件

○中島守利君　此請願ハ既ニ本院ニ法律案トシテ出テ居ルノト同ジ問題ノヤウデスカラ、此請願ハ採擇スルコトガ適當デアラウト思ヒマス

（「贊成」ト呼ブ者アリ）

○主査（吉良元夫君）　他ニ御說モ無イヤウデアリマスカラ採擇ニ決シマス

（「異議ナシ」ト呼ブ者アリ）

會務部通信

理事　平塚　明

■三月の會計報告

△収入之部

収入總額	二五〇、七九圓
内譯	
會費	二〇九、一三
寄附金	一六、〇〇
前月越高	二五、六六

△支出之部

支出總額	二四四、三二
内譯	
俸給の一部	九五、〇〇
電車及俥代	一〇、四二
事務所費	五七、一二
臨時費	一二、六〇
辨當代	五、七五
通信費	一、六九
出版部への貸金	四〇、〇四
消耗費	一一、七〇
借金の利子	五、〇〇
△差引殘額	一一、四七

■會費の領收

（三月十八日より四月廿五日までの分）

三圓（山川房子）二圓（生田花世）一圓六十四錢（北島しづ）二圓十四錢（矢野キミヲ）三圓十一錢（永井しづ）二圓十一錢（安藤フーバー）二圓十一錢（安藤政子）二圓十一錢（大木利治）（室伏高信）（山崎今朝彌）（小口みち子）（岩淵百合子）（柴田かよ）（宇井たみ）三圓十一錢（布施光子）（大山柳子）（帶刀泰子）二圓十一錢（永井柳太郎）（全島正子）一圓十一錢（瀧本いく）二圓（百瀬しづ）三圓六十一錢（司城はな）四圓六十一錢（平山信子）一圓六十一錢（星野靜香）二圓六十四錢（安宅よくみ）二圓五十六錢（松野すが）（中津枝清）水澄子）一圓五十錢（新妻伊都子）二圓十一錢（岡田八千代）一圓六十四錢（小椋政代）二圓十一錢（松平さと）一圓十一錢（清水フジ）二圓十一錢（高木トヨ）（上河原ノブ）三圓十一錢（西崎さかえ）四圓六十四錢（中神裕子）

二圓十一錢（岡田幸子）（猿渡千枝子）（黒澤たま）二圓五十六錢（柿元靜子）一圓五十錢（竹田一）二圓六十四錢（砥上宜子）一圓五十錢（小林鈴野）三圓十一錢（遠山操）一圓十一錢（橋本美枝）十圓（田村滿江）三圓十一錢（石塚照子）二圓十一錢（宮坂みち）一圓五十錢（上村つゆ）一圓六十一錢（平山文）二圓六錢（德永ちふ）四圓六十一錢（宮川きよ）三圓（高川しな）二圓五十錢（塚本伸）一圓五十錢（大石房枝）三圓十一錢（尉川蝶子）一圓五十錢（野澤やう）三圓（長谷川初音）一圓（齋藤皐月）一圓十一錢（廣瀬愛）三圓（河合ゆり）十二圓二十二錢（安田春子）三圓十一錢（寺田松枝）二圓十一錢（荒木郁子）三圓十一錢（鎌田榮吉）三圓六錢（武智絢子）六圓五十錢（大野忠三）二圓十一錢（長野すが代）（田中泰子）（福永芳子）四圓十一錢（平塚孝子）二圓十一錢（近藤綾子）（片山仲）八圓八十錢（神戸支部）三圓（坂本勇吉）一圓五十錢（坂本マコト）三圓（菱沼不二美）一圓六十一錢（宮本一枝）一圓五十錢（友石アイ）一圓（田中のぶ）五圓十一錢（宮方福子）五圓（後藤カオル）三十六圓八十錢（大阪支部）大圓十一錢（渡邊シーリー）四圓六十一錢（石丸喜世子）二十圓十一錢（中條節子）二圓（福岡留子）

■新入會員氏名

高田しな（兵庫）馬淵靜子（兵庫）室幸齊（大阪）林貞子（大阪）寺尾みね（大阪）吉田謙（堺市）原田龍（大阪）池本イシ（大阪）山本政子（大阪）植田直子（大阪（笠置歌（大阪）樣以登子（兵庫）田中恭子（愛媛）

■觀劇會を催すに就いて

協會の資金を得る一助として、この好季節中に觀劇會を開きたいと思ひまして、先頃から三四ヶ所の劇場と交渉をして見ました割合に少い努力で割合に多い金を得やうといふのですから、何よりも賣り易いものでなければなりませんので、舊劇の方で先づやつて見ることに決し、五月の狂言の極るのをまつて、歌舞伎座、明治座、新富座の三つの内のいづれかを理事會で決定いたします。萬事が確定し、入場券が出來ますれば、在京會員は勿論、近縣の方々にはお廻しいたしますから、御骨折り下さいますやうに御願ひいたします。御協力を得て好成績を上げたいと思ひます。多數の會員の御協力を得て好成績を上げたいと思ひます。多少まとまつた金をこれによつて得る事が出來れば事業部の方の仕事も自然運べる譯なので御座いますから。

■總會に就いて

前號で申しました總會は本月第三日曜（廿二日）に、開く豫定でその準備中で御座いますが、この際支部及會員諸氏よりも御自由に議題を御提出願ひたいと思ひます。色々都合もありますので豫め（成るべく早く）會務部内總會係宛御一報願ひます。なほ其取捨は理事會に御一任下さい。これも豫め御承諾を得て置きたいと存じます。

總會に關する詳細は決定次第後日手紙にてごめい〳〵に御通知申上げます。

■事務所移轉

長い間家さがしで苦心して居ましたが、いよ〳〵明日事務所を左記の處へ適當の家が見當る迄假りに移す事になりました。會員兒玉眞子氏の御宅で日比谷停留場から、半町もない處、大正日日支局の隣です。

麴町區有樂町一ノ三　兒玉方

研究部通信

理事　奥　むめお

まづ皆樣にお詫びをしなければならないのは私一個人の都合で出席出來なかつた日があつたり、協會の用務のために會が出來なかつたりしたために、御迷惑をかけた折もあつて全くすみませんでした。

それと共に、私は研究部をもつと盛んにするためにいろ〳〵考へてみましたが、稍自信を失ひかけてゐます。云ふまでもなく

研究といふからには各自の自發的要求にまつべきものでありますから、會員めい〱に依つて元氣をつけられいのちを吹込まれるべきもので、要は會員の力如何にあるものと信じますが、それについて、今日の狀態にてはたとへ一週一回にして、連絡的に家庭の婦人が外出するのはかなり六ケしい事であること、現在の女學校教育は研究心を喚びさます事にあまりに無能であるために、卒業後は殆んど研究の興味をもつてゐないことなどに就いても考へてみなければなるまいと考へます。

毎回ひきつゞいて出席しないでは研究會の本領を失つてしまひます、總會に際してもう一度充分に考へて御相談をしてみたいと思つております。そして家庭婦人を中堅にした會にすることゝ、少く共家庭婦人の事情を考へた上で成たけ都合のいゝやうに作ること從らに人數の多いのを求めず、熱心な會員だけでつゞけてゆくことと、出來ることならば、協會の會員が中心となつて、會員外の人をも歡迎し、男子の希望者をも拒まない位にしては如何かと考へてゐます。

× × ×

毎月第一金曜に行ふ懇親會にはどし〱お出席下さい、新しい方にお目にかゝることも實に愉快ですし、平生は忙しさにおはれてつい碌々お話も出來ない方々と、落付いた氣持でしんみりと話合ふのも嬉しく、毎月まち遠しがつております。

神戸支部通信

第二十二信

辭職申出

私儀近來健康不勝支部幹事長としての活動出來兼候に付き辭職仕度此段御承認相願候也

二月二十八日

神戸支部幹事長　石原リヨウ

石原リヨウの支部幹事長辭任申出に就て

夫　石原　擴

これまで、新婦人協會に對する妻の活動振りは非常に猛烈でありました、心易き家の訪問は素より、婦人の多く集まれる場所には、必ず無理にも出席し、汽車、電車の中までも、協會の主義綱領を宣傳し、如何なる機會にも、協會の會員を殖やす事に、夢中でありました。

爲めに、當地方に於ては、新婦人協會の名さへ知らぬ位の處に、昨年十一月十四日神戸支部設立までに十二名、十四日より月末まで十名、十二月は、其の上旬に例の三請願書に勸誘調印の爲め、肝腎の會員募集の方には、十分の力を盡し能はなかつたに

幹事長　石原リヨウ

拘はらず、尚ほ十四名の新入會者を得ましたのに新年に入りて以後、新入會員、一月に僅か五名、二月にも僅かに六名とは、一見洵に不思議の現象でありますが、私から觀ますると、其譯は實に判然と明白に分つて居ます。

それは、私の實母が郷里から、遊びに私の宅に參りまして、不圖、重患に罹りました、妻は其の看護に夜の眼も寢ずに骨を折つてくれました、その爲めに、妻は殆んど戸外に出づる機會がありませんでした、其結果は新年以來の入會者僅々十一名に過ぎぬ事となつたのであります。

兎に角、昨年十一月十四日に神戸支部が出來て、四ケ月目の今日、總會員數僅かに四十七名とは、幹事長として私の妻は一種の責任を感ずるのでありますが、殊に此の一二ケ月の成績に對しては、實に愧ぢ入つて居ります。

元來、私の妻は天性、新婦人協會の働き手に生れて居ります、丁度、山室軍平氏が救世軍の爲めに生れ出でたるやうに。卽ち妻の人と爲りは、信ずる事の爲めには人を怖れず、所謂勇往、邁進、口八丁、手八丁、それに協會の主義に、心の底の底から共鳴

して居ります、良心、趣味性共、こゝに一致の調和を得て、其の活動振りは夫たる私よりいふと、些か自畫自讃に陷るやうで御笑ひなさるかは存じませんが、一寸目覺ましくありました、例の請願書調印の時の如き四百幾十といふ多數を、一週間の間に唯だ自分一人りにて、やつてのけました。些か誇張の言のやうではありますが、妻の活動否やは、會員增加率と正比例を保つやに考へられます。

　ところで、客秋以來、當地方各方面に、或は宣傳書配付、或は訪問等にて、十分に入會者を得るの種子を播き付けまして今になつては、一擧手の勞、一投足の働きにて容易に會員激增の樂を見るの機運となつております。

　此の時に當つて、一月二十九日、治警修正案は、政友會を魁に、各派各黨より續々と、衆議院に提出され、二月二十六日には遂に目出度く其の可決通過を見ました事とて、大將平塚衛島女史等の御名前は素より我新婦人協會の聲響は、嘖々として歌はるゝ事となりました。神戸地方の氣運からいへば丁度播いた種子に、春が來たやうな有樣となりました。

　此の如き今日の狀態から見ますれば、一ケ月に壹百名位宛の會員を殖やす事、左までの難事と思ひませぬ、我新婦人協會の會員を大ひに增加するは今日を措いて、又何れの時でありませうぞ、此際私の妻が飛び出せば誠に結構であります、併し惜しいかな此の好機に當つて、家には年老ひたる病人あり、誠に妻自身としては、近ごろ非常に健康勝れず、戸外の活動は到底出來ませぬ既に是まで二ケ月間殆んど無爲に過ごして參り、今又此の有樣としては、東京幹部の御方々に相濟まざるのみならず、本人には心中、尸位素餐（別に祿は食むで居りませんが）の感、殊に深く、恬然として幹事長の重任にあるは、良心の許るさゞる處とし、又我新婦人協會發展の上に忠なる所以にあらずと考へ、こゝに熟慮の末、辭職を申出でた次第であります。私は傍らより之を見て是れ止むを得ざる至當の所置と斷じ強いて留めませんでした、何卒本人の希望を快よく御承認下さるやう折入つて御願ひ中上ます。

第二十四信

　拜啓四月一日付葉書を以て申上置候通り私事三月上旬より各地旅行中にて二十九日歸神仕り、其時三月十日付の貴書拜誦仕候細々との御申越一々吼嚼仕り御厚情の程洵に難有存じ居り候、併し私の氣分として、幹事長若くは幹事の名前を冠り居り候事は絕ゑず心に一種の壓迫を感じ、治るべき病氣も治り難たく、此際は是非一平會員となつて奮發いたす方、唯に私一己の利益のみならず、結局は、我新婦人協會の利益なりと看做すべき事情多く、即ち去る二月二十八日付申出の通り辭職仕候間御届申上候也貴書に御垂示の通り支部は自治制ゆへ私より幹事の方々に相談し、然るべく係りを作らへて事務相讓り可申候。

　會て鄕里より來神、私宅に滯在病氣に罹り居りし私夫の母は平癒歸國仕候、私辭職の理由は全つたく私一己健康不勝の爲めに御座候。

正會員として新入會員

　兵庫縣津名郡廣石村持明寺內　　櫟　以登子

　（三月十六日入會申込）

　愛媛縣今治市惠美須町

　（三月二十日入會申込）　　田中　恭子

　　（右申込書同封）

三月二十五日、愛媛縣松山市私立松山女學校校友會席上に於て、私は我新婦人協會を大ひに宣傳仕置候、同市に於て支部設置さるゝ見込みあり

又同縣今治市に於ても、田中恭子氏大ひに活動の由なれば、支部設置は早速現實すべし、右田中氏は縣立今治高等女學校の卒業生にして、私の姉長尾秀同女學校教諭たる關係上、もと私と聯絡出來たる次第に候。

元と神戸支部の幹事たりし八田管江氏は凡そ一ケ月後、東京に轉住さるゝ由、本日電話ありたり。

大阪支部通信

幹事　原田皐月

其後如何。本部は大分病氣に祟られ通しの樣ですね。引つゞき〳〵。でも講會も濟んだし櫻も散つたし、これからいくらかのび〳〵なさるんぢやありませんか。さて當支部も研究會がはじまつて眞劍味も一段と深くなつた樣で喜んで居ります。四月六日紫紘社同人の發起で大阪の各婦人團體の有志者が比叡山上に暫く俗界を忘れて頭の中に燻りこんでる大阪の煙を洗ひ落さうと云ふ計畫に本支部も加はりました。私は例の通り朝の七時梅田發と云ふのに閉口して失禮しましたが會員四五名は大元氣、中には中元氣、小元氣空元氣といふのもあつたさうですが兎に角その次の九日の茶話會は叡山の氣を受けてか盛でした、櫻餅を頂きお茶をすゝりながら、婦人の社會的地位の向上に就いて色々意見を交換しました。そして結局は「幼年敎育より根本的に思想の改造を計る事」「婦人を男子の扶發下より解放する事」の二事項に意見が引き分れ、引つゞき次回に考究する事として散會後研究會に移りました。研究會は山本研究部係が病氣缺席高安幹事も上京の爲缺席でしたが出席者は廿人盛會でした。入江講師に就いて親族法論第四章を聽講質問一二あつて五時散會。

四月廿一日第二回研究會を支部事務所にて開催、この日は雨天の爲、出席者八名でしたが民法條文を一ケ條づゝ逐次的に研究しました。婚姻の件で急に不消やら意義やら百出、此頃は納得が出來ない、此頃も承知が出來ないと六法全書と親族法論とあつちこつちの忙しさ、雨天の爲開會がなかり遲れましたにも係らす短い時間にどん〳〵と研究が進んだ程皆々が緊張して居ましたそして質問事項を來月の研究會で講師に御說明受けるのを樂しみにして散會しました研究會報は山本係からする筈になつて居ましたが山本氏が御病氣やら學校の時間の御都合やらでいつも御出席がなかつたので通信と一緒にしてお報申あげます。

總本部との通信往來は便宜上當支部の各係より直接本部各係に交渉する事としましたから本部からも各係の私宅に直接御交渉下さる方が事務進行の上好都合と存じます左樣御承知置きを左に支部への寄附金を申上げます。

正會員井上萩子氏より拾圓

大阪婦人記者俱樂部より拾九圓

新入會員

正會員　林　貞子　池木イシ　吉田壽

植田滋子　山本政子　笠原龍

笠置歌

第一贊助　寺尾みね　寶　赤宮

これで會員九十四名になりました。まだ百名にならないのは一寸心細い次第です。では皆樣御機嫌よう。（廿四日）

福山支部通信

幹事　坂口みつ

大々的活動の出來る事を豫想して希望に滿ちて居た私達は約五ケ月間或形に於いて死んで居ました。あらゆる方面の希望も、計畫も、空しくぶつこはされた私は、どんなことを夢みて居たか知るものは吾を守る天と吾を勵ます內部生命のみ。現在の狀態では昨年十一月平塚樣御來廣當時とはかなりの距離があります。然し私は一層強くなりました。

何時まで經つてもこの大宇宙に風の止むことはないでせう。むしろこの風こそ私達の意志を鍛めす好材料と存じます。田舍の

山野には若芽が萌ひ出しました。私達の胸中には温い血が強い熱が湧き上り出しました。眞の人間、眞の女性、眞の教育者にならなければなりません。

『昨夕會員五人が集まりました。併しあの事件のあつた後なので今騷げばそれこそみなこはされてしまひます。火をたけと焚を吳れるところならほんとに力强いのに小さい焰が上ればみんな大水で消してしまはれるんですもの。それでしばらく現狀維持でゐます。眞に强い人があれば會員に入れますがめつたな人を入れると前のやうになつてはいけませんからね。(中略)

ほんとにこんな器の小さいところは困りますよ。あきたりないでせうが、私達はほんとに地盤をかためるためにかう云ふ決心で居るのですから。そこを御汲み下さい。四月より會員に雜誌を送つて下さい。別々に來た方がその會員と協會との間が親密になつてよいと思ひます。會費は近々の内に正會員のだけは私が集めます。

金五圓本日送じます、何にか使つて下さい

三原支部通信

幹事　篠木のぶ

あれ程意氣込あれ程一生懸命でやり初めた支部設置の早々あんな厭な問題が起りましたので、私共は意氣込んでゐた丈又眞劍であつた丈それ丈非道く奮慨させられました。然し最後に縣は干渉はせぬとの辯明を聞きましたので、私共も土の固まる爲の雨として自ら怒をなだめはしましたものの、之の影響は甚だ大且つ深く、官僚的な頑迷な人は爲めに本協會に對して正當な解釋を下してくれませんので、現狀維持丈さへかなりの意志の强さを要しました。

それでも靜に眞摯に研究丈でもして行き度いと計畫は立てゝゐました。

處が幹事であつた花木氏を初め會員でありました方の中に御勉學の爲め、一身上の都合等で轉じられたり退職されたりしました。四月には私迄が上京しましたので會員も殆ど居ないといふ有樣になりましたでも此地方にも協會の主旨に贊成して大變熱心な方もありますから早晩此支部も必ず大きな力あるものに作り上げて下さる事を信じて居ります。

飛行機入場劵賣捌について

塚本なか

一

正月早々から縁喜でもない熱病に惱んで病院に呻吟して居た私は、神樣の御蔭で幸いに命拾ひして、三月廿二日にヤツト退院いたしました。その御禮やら御無沙汰のお詫やらで、廿九日久振りに協會に參り、序にお隣りの平塚氏をもお訪ねしまして、協會最近の狀態につきいろ〳〵承りました。それが會の發展上あまり喜ばしき事のみではありませんでした。

而も經濟狀態が良くない爲に、手を着けねばならぬ運動も從つて行惱み勝であるといふ事が、一層殘念に堪へませんでした。無論會員の會費位で會の維持が出來樣筈もありませんから、この協會實際に何かの方法を講じて、その資金を作らねばならぬ必要を感じました。而もそれが焦眉の急に迫りて居る事を思ひまして、一日の猶豫も許しませんので種々相談の結果は、春の此好季節に親會劇か、音樂會か、活動寫眞でも行つて資金を調へたらどうだらうとの事でした。それは幸ひ私も四月中はまだ休養中の暇ではあるし、體に障らない限りはかういふ時、せめてものお手傳を少しでもしておきたいと思ひましたから　何の異議もなく贊成いたしました。

其後四月一日の研究會に參りましたら、平塚氏に佐々木と川島氏の三人が、忙がしさうに事務を執つて居られましたが、私を

見るなり今電報を打つてお呼びしやうと思つて居たとよろこび迎へて下さいました。話は平塚氏から例の資金調達の爲に、觀劇會か何か是非計畫せねばならぬが、私共では所謂畑違ひでいゝ方法も頭に浮ばぬから、いつその事櫛引弓人氏に御相談した方がよくはないかと思ふが、併し私は小供の病氣に加へて、まだ自分の健康も勝れない樣ですから、佐々木氏と二人で櫛引氏に會つて頂きたいとのお話でしたから、私で出來る事ならばと直にお受けして、翌日いよ〳〵二人で行く事に決しました。

翌二日午前十一時頃櫛引氏を、有樂町の事務所に訪ねましたら、すぐにお會ひ下さいましたので、私は協會の資金を作るに何か適當な方法はありますまいかと、御相談いたしました。スルト同氏が今開會中の曲乘飛行の入場券を寄附しますから、向ふ晴天三日間の擧行に付いて、協會員全體の活動を始めたらどうですか。少なくとも二千や三千は賣れるでしやうとの事でした。而も同氏の言はるゝ會員全體の、活動それは我國婦人界の現狀を能く御存じないからの事ではありますが、兎に角私としてはそれに對する辯明の勇氣が出ぬ程に恥入りました。同時に協會として飛行機の入場券を賣る事をよし協會の爲とはいひながら、理事會の決議なしに獨斷で引受けてよいか惡いかに迷ふて、咄嗟の場合殆んどその返辭に窮しました。併し時はいつまでも躊躇して居る事を許しませんので、佐々木氏と相談の上一先つ入場券を預る事にして特等券五百、一等券二百枚を受取つたまゝ田端に參りまして、平塚氏に其旨をお話しましたら一應市川氏に協議を遂げた上、決定したいとの意見でした。其時市川氏は丁度雜誌の校正で印刷屋に行つて居られましたから、その相談の爲に田端驛前の自働電話をかけま。した併し機械が損じて居るのか通しませんので、仕方なく又近處の醫院に行つてかけましたが、幾度かけても印刷屋の方で電話口に出て來ませんので、市川氏に通じようもなく、心急ぐまゝイラ〳〵した氣持で協會に引返しました。而もそれは一刻も早く決定せねばならぬ事ではあるし、巳を得ず平塚氏、田島氏、佐々木氏と相談してその着手を急ぐ事にいたしましたが、もし批難さるゝ場合は、無論佐々木氏と私が全責任を負ふの覺悟で、此際出來るだけの活動がしてみたいと思ひました。

二

そして午後六時頃から、病後の平塚氏を引張り出して、佐々木氏田島氏私の四人、神田方面に志し先づ江木氏、伊藤氏、松本氏荒木氏を歴訪して入場券を托しました、併しこんな徒歩の訪問では、いくら一生懸命に努力しても短い期間にそう廣く多く廻る事の不可能である事を感じました結果、兒玉氏の自働車を一日でも拜借してはどうかと、手前勝手に定めた、極めて蟲の好い相談をいたしましたが、あいにく同氏の方のお差支でガツカリいたしました、そういふ理で仕方がないから、他から雇ふて頂く事にして、翌日は自働車で思ふがまゝに活動する事に決しました。そして諸氏とお別れした時は十一時頃で、まだ春雨がシト〳〵と降りしきつて居ました。歸宅してから明日の天氣を氣にしながら、廻るべき道順など豫め定めてヤツト床につきました。

三日午前八時半兒玉氏のお宅に、例の四人が集合して、豫定通り自働車で出かけました。

途中で雨が降り出しました。雨具の用意をして居なかつた私共には、一寸困りましたけれど、飛行が雨天順延のため私共の切迫した運動期間を、一日でも長くした事は意外の好都合でした、併し本郷、小石川、雜司ケ谷と廻る間、雨はいよ〳〵烈しく風さへ加つて來ました、そして日やうやく暮れて牛込に出た時は、いつしか物凄き嵐となつて、私共はなぜこんな天候に、都大路を疾驅するのやらわけが分らない程のみじめな狀態に陷りて正直に申せば誰の顏にも情けない樣な、つまらなさうな色が見へました。そういふ私も實はいさゝか不安の念にかられてシヨゲて居た一人なのですが、これではならぬと互に心を勵ましながら、矢來町の新潮社に行きました。先づ社長に

會つて特等券十枚と、一等券五枚を大變快く買つて下さいました。それに勢付て愁岩を開いた私共は、河田町の小笠原伯をお訪ねしました。生憎お出懸け際で面會は出來なかつたが、執事のお取次で、少しでもよければとの事で、特等券五枚だけ買つて頂きました。

其とき時計を見ると、モー午後八時過ぎでしたが、みんな氣が張つて居る爲か、終日飲まず食はずでかけ廻つても、一人として食べたいといふ人もなかつたけれど、運轉手の人に對しては、如何にも氣の毒ですから、山伏町の小さい洋食屋に車を止めて吹き荒ぶ烈風に飛ばされまいと、轉ぶが如くに驅け込みました。そして食事しながら明日の運動方法を協議して、正會員の方にお手傳を頼むべく、佐々木氏と田島氏に葉書を書いて頂く事にした。其間に平塚氏と私とで、南榎町の松下勇二郎氏のお宅を訪ねましたが、今不在であるとの事にガッカリしてさきに來た道を、コワゴワと通り抜け、待たしておいた自働車に乘つて元の洋食屋に戻りましたら、兩氏が丁度葉書を書き終られたばかりのでした。

まだ牛込區内に訪ねねばならぬ處が四五軒殘つて居るのだけれど、此暴風雨ではとても行けそうにもなし、又それだけの時間もないので今日は、之で引上げる事にしました。丁度午後九時頃でした。(以下二十行略す)

三

三日の暴風雨の被害は、既に御承知の事と思ひますからこゝに繰り返しませんが、兎に角之が爲に飛行會の方は、擧行延期をする事となつて、私共の運動には都合がいゝ樣でしたが、一面からは餘り延期が過ぎて人氣を損ずる事となりはせぬかとの、恐なきを得ませんでした。

倘ほ各所を訪問するにも、或時は電車や徒歩で廻りましたが、矢張り自働車で廻つた時程の好成績を上ぐる事は川來ませんでした、でそれから又自働車を使用する事にいたしました。そうして一週間計りは朝早くから夜おそくまで、各方面を打廻りました。(以下二十四行略す)

こうして毎日同じ樣の運動を續けましたが御承知の如く天候が惡るかつた爲に、豫想通りの効果を見る事が出來なかつたのは、私共ばかりでなく、はるばる米國から進歩した飛行の妙技を披つて見せ樣と、渡來されたサーカスとしても、この打撃には恐らく遺憾に思はれたのでしやう。

終りに臨んで是非こゝにお斷り申して置きたい事は、飛行機の興行と協會の事業とは何等の關係もない事です。只櫛引弓人氏は、平素本協會の爲に種々御盡力下さいまして、可なり御世話に預りて居りますのでさきに申ました通りの御相談の結果、同氏の好意から生れた私共の此度の運動でありました事と、御諒解願ひたいのであります

收入の部

倘此運動に付き田中芳子氏、兒玉眞子氏、佐田文世氏、伊藤朝子氏、松木文子氏、小林かつ子氏、川手君代氏、赤坂美容倶樂部諸氏等の多大の御盡力に對しては、深く感謝の意を表します。こゝに此運動の四月二日から廿日までの合計報告をいたします。

特等券	一一七枚	五八五、〇〇〇圓
一等券	八九	二六七、〇〇〇
二等券	一三	一三、〇〇〇
小計		八六五、〇〇〇

支出の部

一、自働車代(六日分)	二二八、〇〇〇
一、祝儀(六日分)	一七、〇〇〇
一、電車、辨當、雜費	八四、九九〇
小計	三二九、九九〇
差引	五三五、〇一〇

(純益の約半分としてこの内より貳百六拾圓だけ櫛引氏の方へ差上げました。)

寄附の部

飛行機入場券の件で御尋ねした際、別に本協會資金の中へ御寄附下さつた分

一金壹百圓	改造社 山本氏
一金五圓	株式取引所理事 河合某氏
一金貳拾圓	實業之日本 増田義一氏
一金貳拾圓	博文館 太陽編輯部
一金拾圓	名生員氏
一金拾圓	鵜澤聰明氏
一金五拾圓	杉山常一氏
一金拾五圓	吉田敏夫氏
一金參圓	婦女新聞社 福島四郎氏
一金五圓	西村商〃會社 兒玉氏
一金五圓	同 阿部氏
一金拾圓	川手氏
合計	金貳百五拾參圓

編輯室より

▽前號に出版部の刷新を申上げて置きましたが、矢張充分出來ませんてした。然し編輯の方ては山田氏、矢部氏の御援助を受ける事が出來ました。

▽出版部について、本誌の編輯について色々の希望を持つて居りましたが、一つも出來ないて、さうして此度編輯の職を辭する事になりました。

▽讀者の方々にも眞個に相濟みませんてしたが、自分自身としても滿足なものを一度もつくり得なかつた事を遺憾に思ひます。

▽前號の編輯便りの記事について澤山の方々から、御手紙をいただき感謝いたして居ります。私自身が右に述べたやうな事になりましたので、不惡思召し下さい。然し私個人として、さういふ方々の御希望を滿す時を來らせ度いと思つてゐます。

▽本誌の今後の編輯は多分矢部初子氏が引受けて下さるだらうと思ひます。今迄に倍して御愛讀の程を願ひます。

▽今迄懸案になつてゐて出來なかつた表紙や、內容や、發行日が、今後はよくなるだらうと思ひます。

▽春を飾つた櫻も、もう名殘なく散つて、初夏の候となりました。

▽讀者諸氏の御自愛を祈り上げます。

▽今後私への書信は左記自宅宛に御願ひ致します。

市外西巣鴨町大字宮仲
二二五二番地

市川房枝

定價表

一部	金三十錢（郵税五厘）
半ヶ年	金一圓七十錢（郵税共）
一ヶ年	金三圓三十錢（郵税共）

廣告料

特等 一頁	五十圓
一等 一頁	四十圓
二等 一頁	三十圓
半頁	二十圓

四回以上割引あり

注意

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替に御拂込み下さい。
▼郵券代用の際は一割増の事。（五厘切手にて）
▼誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書を封入下さい。

大正十年五月五日納本
大正十年五月七日發行（第八號）

編輯兼發行印刷人 市川ふさゑ

發行所 東京府下田端四四五
新婦人協會
振替東京五〇九〇〇番

賣捌所 東京堂 東海堂 北隆館 上田屋 至誠堂 其他全國各書店に有り

新婦人協會 規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全部に及ぶ。

一、女子高等教育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り、婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特種問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌「女性同盟」の發刊。

一、婦人勞働者の教化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、寄宿所、公會所、教室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂、娯樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を置く

一、會務部――庶務、會計

一、出版部

一、研究部――政治法律部、社會部、教育部、衣食住部

一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員

一、贊助會員

第一種贊助會員　第二種贊助會員

一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醵出する者をいふ。

正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第七條　第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醵出する者をいふ。

第八條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第九條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醵出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ケ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、理事　一、書記　一、評議員

第十三條　理事は若干名とし、評議員中より正會員を互選す。其任期は二ケ年とす、理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす。尚別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。（但し最初は發起人を以てこれに充つ）

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ケ年とす。

第十六條　總會は毎年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。（以上）

月見草

相本まさを女史著

津田敏子女史装幀

三六版頗美本五百五十頁
定價貳圓五拾錢郵税不要

彗星の如く現はれたる樋口一葉以來の天才的女流作家

田山花袋先生は「女が斯う大膽に赤裸々に自分の生活を描いては男の作家は全く其方面に眼色がない」と歎聲されたほど赤裸々に女を告白してゐる。

德田秋聲先生

作者が極力描寫しようとして女主人公と其旦那との關係などはモウパーサンの作品にても見るやうな深刻さを以て極度の寫實主義を發揮してゐる。

田山花袋先生評

殊に女の生活が非常によく書けてゐる。而も澤田が女を斬りつけるあたりの描寫はいかにもうまい。

佐藤紅綠先生評

或數奇な運命に捉はれた一人の女が、今の日本の社會道德の惡い爲め(日本の道德といふものが個人の自由を認めない爲め)段々切つても切れない深みに陷込んで遂々悲慘な運命に逢ふと云ふ著者一流の涙の籠つた小説である。男が女に未練を殘して、一方が逃げようとすればするほど未練を出して女の跡を追廻る、人としての弱點、人間の情緒の絆しの斷ち離い所此點に就て作者は實に非凡の才をもつてゐる。而も正しい道を踏みたいといふ、即ち自己の境遇に反抗しながら男の強い力の爲めに悶え苦しむ女主人公の生活が最も巧みに描かれてゐる。

玄文社發行

東京市芝公園九號地
振替東京一四一七七

常置家庭染色講習會

坂本眞琴出席

毎週火曜・木曜兩日年中無休

午前十時ヨリ午後四時迄

日曜講習ハ三月ヨリ十月迄

正午ヨリ五時迄

府下・大井町・坂下・電話大森長三六七番

——省線大森驛ノスグ前デス——



大正十年五月五日印刷納本
大正十年五月七日發行
女性同盟五月號
（大正九年十月十一日第三種郵便物認可）